

第四十八回 参議院社会労働委員会會議録第七号

昭和四十年三月十八日(木曜日)
午前十時十八分開会

委員の異動

三月十六日

辞任

横山 フク君

補欠選任

林田 正治君

三月十七日

辞任

林田 正治君

補欠選任

横山 フク君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

藤田藤太郎君

鹿島 俊雄君

丸茂 重貞君

杉山善太郎君

亀井 光君

川野 三曉君

小柳 勇君

柳岡 秋夫君

小平 芳平君

林 塩君

衆議院議員
議長

閣議大臣

政府委員

河野 正君

石田 博英君

田中 重五君

和田 勝美君

岡部 實夫君

大宮 五郎君

三治 重信君

労働大臣官房長

労働大臣官房副長

労働統計調査部長

労働省労政局長

労働省労働基準局長 村上 茂利君

労働省婦人少年局長 谷野 せつ君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

労働省職業安定局長 住 榮作君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

労働省職業安定局長 松永 正男君

本日の會議に付した案件

○駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○港務労働法案(内閣送付、予備審査)

○労働問題に関する調査

(労働行政の基本方針に関する件)

(昭和四十年年度労働省関係予算に関する件)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案を議題といたします。提出者衆議院議員河野正君より本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。

○衆議院議員(河野正君) 私は、駐留軍労働者の雇用安定に関する法律案の提案理由の説明を行ないたいと思ひます。

御承知のように、この法律案は、前に衆議院に提案いたしましたものでありますが、残念にして成立しなかったものであります。私たちがこの法律案を再び提案いたしました理由は、この法律案が駐留軍労働者にとって必要欠くべからざるものとの判断に立っているからであります。

何度も強調しておりますけれども、駐留軍労働者の地位はきわめて不安定であります。一昨年に

おいては、アメリカのドル防衛政策、その戦略変更によつて六千人をこえる労働者が解雇されました。六千人の解雇というものはたいへんな数でございます。政府もまたその再雇用の必要性を當時認めていたのでございます。しかし、その後の状況を見ますと、このうち再就職したものはずかに二千人でございました。その他の者はなお安定した職場を得ていないというのが実情でございます。

いかに駐留軍労働者の雇用が不安定であるかは、この一事をもつても明らかだと思ひますが、私どもとしては、ぜひともこれらの労働者の雇用の安定をはからねばならないと考えている次第であります。

特にこれらの労働者は、政府が雇用主であり、国のために米軍のもとで働いているものであります。したがつて、これらの労働者がもし米軍の都合により解雇された場合には、日本政府がその再雇用の責任を持つのが当然だと考えます。国のために働いている労働者に対しては、日本政府がその生活の将来にまで責任を持つべきだというのがわれわれの根本的考えであります。しかも駐留軍労働者といふものは、いつなくなるかわからない職場に置かれていふという特殊性を持っております。基地がなくなれば当然にその職場もなくなつてくるのであります。この点は一般産業労働者に比して特殊、不安定な立場に置かれていふのであります。

こういう理由からわれわれが、特にこれらの労働者の雇用について法的な保障を必要と考え、駐留軍労働者雇用安定法案を提案した理由があるのでございます。

次に、法案の内容について御説明いたしますと、第一条、目的は、この法案の基本的な立法目的を示したものであります。それは、米軍の撤退等に伴つて解雇される場合に、安定した職場への再就職を容易にするための必要な措置を講じ、これらの労働者の雇用の安定をはかるうといふものであります。具体的に申しますと、米軍の撤退とか部隊の縮小とかいう理由で、形は政府雇用者でありながら、その雇用は常に不安定であり、再就職の保障もなく、いつ解雇されるかわからない状態に置かれていふ駐留軍労働者の雇用の安定をはかることがその目的であります。

第二条は、本法案によつて保護される駐留軍労働者の範囲を定めたものであります。もつぱら政府雇用労働者だけを対象としております。

第三条については見ますと、第一項では、防衛施設庁長官は、アメリカ軍の撤退等の場合には余剰となつた労働者を解雇しようとするときは、労働大臣の同意を得なければならぬこと。第二項では、右の労働大臣の同意は、解雇されようとする労働者が安定した職業に再就職することが確実であると認めただけ許され、第三項では、かつ、その同意はあらかじめ駐留軍労働者雇用安定審議会の意見を聞かなければならぬこととし、第四項では、右同意を得ないでなされた解雇は無効であることを確認的に規定したものであります。

第四条は、雇用計画について規定したものであります。アメリカ軍の撤退等による余剰の労働者を転職させる計画の作成義務を労働大臣に負わせたものであります。第三条による解雇制限を受けた労働者についてだけでなく、将来予想される余剰労働者の分も含めた計画が雇用計画であります。

第五条と第六条は、転職促進の措置の実施を規定したものであります。

第五条は、職業指導、職業紹介、公共職業訓練

と、第一条、目的は、この法案の基本的な立法目

第七部 社会労働委員会會議録第七号 昭和四十年三月十八日【参議院】

その他の措置が効果的に関連して実施されるような義務を労働大臣に課したものであります。

第七条と第九条は、第三条の労働大臣の不同意にかかる労働者に対する措置を規定したものであります。これは、第四条ないし第六条と異なっている。第三条によつて解雇制限を受けた労働者についての特例措置を明らかにしております。その特別の措置とは、第三条によつて解雇をストップされた全労働者に対し、第五条の転職促進の措置を必ず受けさせる義務を課したことでありました。

第十一条は、駐留軍労働者雇用安定審議会を規定したものであります。審議会の役割は、駐留軍労働者の雇用安定に関する事項を関係行政機関に建議することのほか、第三条による労働大臣の同意、不同意をするとき、及び第九条による不同意の取り消しのとき、意見を述べることにあります。

以上が、本法案の提案理由と内容であります。何とぞ慎重審議の上、本法案の御採決をお願いするものであります。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日は、本案に対する提案理由の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 次に、港湾労働法案を議題といたします。政府より本案に対する提案理由の説明を聴取いたします。石田労働大臣。

○国務大臣(石田博英君) ただいま議題となりました港湾労働法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

御承知のごとく、港湾は海陸輸送の連結点として、国際貿易その他国民経済にとって重要な地位を占めております。しかるに、わが国の港湾の実情を見ますと、その機能を果たすための必須の条件である港湾労働の近代化は、欧米諸国に比し、また、他産業に比較いたしましても著しく立ちおくれであり、雇用の不安定、労働災害の多発、福祉施設の未整備等の事情にあるため必要な労働力が確保できず、港湾における荷役にしばしば渋滞を来しているのが現状であり、このまま放置い

たしますと、近い将来において国民経済の発展に重大な障害を及ぼすことも予想されるのであります。もちろん政府といたしましても、従来から港湾における労働力の確保と港湾労働者の福祉の増進のために鋭意努力し、日雇い港湾労働者の職業紹介を専門とする公共職業安定所を設置するなど、港湾労働者の職業紹介体制の整備、労働条件の維持、向上のための指導及び監督の重点的実施、関係業界における自主的災害防止活動の促進、雇用促進事業団による住宅等の福祉施設の設置、その他各般の施策を実施してまいりました。が、わが国の港湾の複雑性、特殊性のため、現行法の運用による行政措置のみによりましては、遺憾ながら十分な効果をあげることができない現情にあるのであります。

このときにあたり、昨年三月、かねて港湾労働及び港湾の運営、利用の改善策について審議中であった港湾労働等対策審議会から内閣総理大臣に対して、港湾労働者の登録制度の創設や日雇い港湾労働者の不就業時における対策等を骨子とする港湾労働対策についての答申が提出されたのであります。政府といたしましては、国民経済の中で占める港湾問題の重要性、貿易の伸張に伴う必要労働力確保の緊要性とあわせて人間尊重、社会開発の見地から、この答申の趣旨を十分尊重しつつ港湾労働対策についての検討を重ねた結果、港湾運送に必要な労働力の確保と港湾労働者の福祉の増進をはかる方策についてその成案を得ましたので、ここにこの法律案を提出することとした次第であります。

次に、その内容につきまして概略御説明申し上げます。

第一に、この法律は、港湾運送事業法第二条第一項の港湾運送のうち、いわゆる船内、はしけ、沿岸及びいかだのいずれかの作業またはこれらに準ずる作業を行なう事業に適用することとし、また、適用港湾は政令で指定することとしておりますが、当面は東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び関門のいわゆる六大港を中心に適用することと

し、必要に応じ、漸次これを拡大していく考えであります。

第二に、労働大臣は、毎年、港湾ごとに港湾雇用調整計画を定めることとし、その計画においては、港湾ごとに必要とされる港湾労働者の数及びそのうちの日雇い港湾労働者の数を定めるとともに、港湾労働者の職業紹介、職業訓練その他港湾労働者の雇用の調整に関する重要事項を定めることとしております。その際、日雇い港湾労働者の数を定めるにあたりましては、常用港湾労働者の雇用の促進に資するように配慮を加えることとしております。なお、計画の作成にあたりましては、港湾に関する施策の総合調整に関する事項を審議するため内閣総理大臣の諮問機関として設置される港湾調整審議会にはかることとしております。

第三に、港湾における日雇い労働者の確保とその雇用及び生活の安定をはかるため、日雇い港湾労働者を中心とする雇用の調整を行なうこととし、次のような諸措置をとることとしております。

その一は、日雇い港湾労働者の登録制度であります。公共職業安定所は、港湾労働者としての適格性を備えた日雇い労働者について、その者の申請に基づき港湾雇用調整計画において定められた日雇い港湾労働者の必要数の範囲内で、これを登録することとし、登録日雇い港湾労働者には、荷役に従事する間、登録票を携帯せしめることにより、その身分を明確にすることとしております。また、常用港湾労働者については、事業主から公共職業安定所に届け出させることとし、港湾荷役に従事する間、常用港湾労働者証を携帯せしめることにより、その身分を明確にすることとしております。

紹介し、なお不足するときは登録された者以外の日雇い港湾労働者を紹介することとしておりますが、それでもなお不足する際は、例外的に事業主の直接雇入れを認めることとしております。また、登録日雇い港湾労働者は、公共職業安定所長の指示するところにより、公共職業安定所に出頭し、その紹介を受けて港湾荷役に就労することを要することとしております。

なお、このほか、公共職業安定所は、労働条件に関する法令違反等があつてその紹介する港湾労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、その事業主に対し、港湾労働者の紹介を停止することができるとしてあります。

その三は、登録日雇い港湾労働者に対する雇用調整手当の支給であります。雇用調整手当は、登録日雇い港湾労働者が公共職業安定所の指示するところにより出頭したにもかかわらず、港湾荷役に就労できなかった場合において、公共職業安定所長の証明に基づき、雇用促進事業団が支給することとしております。雇用調整手当の日額は、その者の賃金等級に応じ、賃金額のおおむね六割を目安として定めることとしてあります。

その四は、港湾荷役に就労できなかった登録日雇い港湾労働者に対して行なう訓練であります。この訓練は、公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した登録日雇い港湾労働者に対して、港湾荷役に従事するために必要な知識及び技能を習得させるために、雇用促進事業団が実施するものであります。

その五は、登録日雇い港湾労働者のための福祉事業であります。これは登録日雇い港湾労働者のための福祉施設の設置及び運営、その他これらの労働者の福祉を増進するための事業として、雇用促進事業団が行なうこととしてあります。

その六は、登録日雇い港湾労働者に対する退職金共済制度の適用であります。港湾運送事業者が団体を設立して労働大臣の認定を受けた場合におきましては、その団体の構成員である港湾運送事業者の雇用する登録日雇い港湾労働者に対し、そ

の登録の期間に於いて、中小企業退職金共済法に
基づき退職金を支給することとしたのでありま
す。

以上のほか、この法律案においては、常用港
労働者の雇用の促進、港労働者の労働条件の向
上、職業訓練の実施、福祉施設の整備、はしけ内
居住の解消等に関する事業主の努力義務及び国、
地方公共団体の援助義務について規定すると同
に、雇用調整手当の支給に要する費用に充てるた
めの納付金の徴収及び国庫補助、不服審査、都道
府県知事の権限、違反行為に対する罰則等につ
いて所要の規定を設けましたほか、その附則にお
きまして、関係法律の条文につき所要の整備を
いたしております。

なお、この法律によるこれら諸措置の実施にあ
たりましては、港調整審議会、中央職業安定審
議会のほか、適用港ごとに設置される地区職業
安定審議会にはかり、その円滑な運営をはかる所
存であります。また、港運送事業の近代化及び
港の運営、利用の改善に関する対策の実施を担
当する関係機関とも緊密な連携を保ち、もって港
労働対策の実効をあげてまいらる所存でありま
す。

以上、簡単にございましたが、この法律案の提
案理由及びその概要につきまして御説明申し上げ
た次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本日は、本案に對する
提案理由の聴取のみにとどめておきます。

○委員長(藤田藤太郎君) 次に、労働問題に関す
る調査を行ないます。

労働行政の基本方針に関する件及び昭和四十年
度労働関係予算に関する件を議題といたしま
す。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○杉山善太郎君 労働行政の基本方針及び昭和四
十年度の労働関係予算にちなんて若干の質問をい
たします。

まず、最初にお尋ねしたい点でございますが、
労働省は、四十年年度予算編成に先がけて新勞
働政策を發表されましたが、その中で、四十年
度の労働行政の重点施策として、労働力不足及び
その有効活用、あるいは労働福祉に関するもの
の施策、あるいは労働災害等に関する防止政策等
に關して、言うならば大局的な見地に立つて労働
条件の改善を長期的な視点でとらえて、これを追
求するということを明らかにされておりますので、
その限りにおいてその意欲を評価することが
できると思ひます。しかしながら、四十年度の勞
働関係予算そのものは、一口に言つて労働力不足
への即応体制と、低賃金労働力の廃止体制を確立
することにあると言つても、あえて過言ではな
い、そういうふうにも考へてゐるわけであり
ます。たとえば、四十年年度労働関係予算の規模
は、一般会計で九百八十八億六千四百円何がし、昨
年度比増減率は一〇・六％であります。次に、労働
災害補償特別会計計は一千七百七十五億四百円何
がし、さういふことではありますが、昨年度増減比は
八・九％、さらに失業保険特別会計計は一千四百
八十四億四千四百円何がし、これに相なつておる
のであります。昨年度増減率は二・三％増であり
ます。以上のごとき伸び率はありますけれども、
も、ここで明らかなように、労働関係予算の一貫
した特徴は、一般会計における圧縮予算が、常
に、本来、給付内容や、あるいは保険料率を改善
すべき特別会計にシフトされておるということ
が最も問題であるというふうに私はとらえてお
るわけでありまして、特に失業保険特別会計の前
年度比二・三％という異常な伸び率はその顕著な
例であります。したがういふに、この点に關して
労働大臣の労働政策と、本年度の予算の關係に
對する基本的な見解というものをこの際承つて
おきたい、かういふふうに考へるわけであり
ます。

○國務大臣(石田博英君) 御質問の要點は、施策
の方向には異存はないが、それを元來一般会計で
充當すべきものを特別会計にあまりに多く依存し
過ぎているのではないか、かういふ御質問であ
らうと思つておりますが、予算の大小は別とい
はしまして、諸般の事情の許す範囲において、あ
う限りの予算獲得に努力をいたしたつもりでござ
います。失業保険特別会計の伸びの内容、使用の
内容等については、一とおりの事務當局から
御説明をいたさせて、その後私の所見を述べたい
と存じます。

○政府委員(有馬元治君) 失業保険特別会計から
福祉施設に充當しておる経費としまして、先般、
委員長から提出を求められましたので、今年度
來年度の比較資料がお手元に届いておると思ひ
ます。その資料からもおわかりのとおり、福祉施設
に充當しておる金額は全体の規模からい
はしますと、今年度より來年度の予算におきま
しては比率が若干低下いたしております。さうい
うことで、失業保険特別会計における福祉施設の
経費が不当によけいに支出されておるということ
には相ならないと私は考へておる次第でござ
います。

○政府委員(村上茂利君) 労働保険におきまして
は、一般の補償費の支出関係予算以外に、保険施
設費、それから業務取り扱い費といった関係が
ございます。で、保険施設の業務取り扱い費は、勞
働保険発足以來、大体全体の一五％以下という目
標で予算を計上いたしております。内容的には、
労働保険法第二十三条によりますところの保険施
設、それから二十三条の二によります業務災害
の予防に關し必要な保険施設を行なう」といふ予
防関係の経費を労働保険から支出いたしております
が、総額といたしましては、ただいま申し上げ
ました労働保険発足当初から定めました一五％以
下の線で予算を計上しておる次第でございます。

○杉山善太郎君 いまじくも、昭和四十年年度の勞
働関係予算を先回の委員会で會計課長が説明さ
れたと思ひますが、その時点で藤田委員長が、失
業保険などから一般に流用しておるデータをほし
たいというふうなことで、これはいいことを言つて

くれる、かういふふうに思つておりましたが、いま
ここにデータがかりそめに出ておりますが、き
うは他にいろいろな労働政策の基本に關して重要
な質問を控えておるもので、きうはここの点
については重箱のすみを一つくような質問は一応
しないことにいたしました。次に移りますが、先
般、労働大臣は、本委員会における來年度の労働政
策ともいへば所信表明の中で、このやうなことを
言つておられます。雇用対策の一環として中高
年齢失業者の再就職の問題及び地域間、産業間
における労働需給の不均衡等の問題に關連し、「今
後、限られた労働力を有効に活用するための施
策を講ずることが肝要である。このため、四十
年度においては地域別産業別雇用計画を策定し、
これを指針として労働力の適正な流動化の促進と、
労働力需給の計画的な調整を進めるとともに、中
高年齢労働者の雇用確保、中小企業における労働
力確保対策の強化等、積極的な雇用対策を展開し
てまいりたい」と、かように述べておられるわけ
であります。

そこで、私は、なお一段と労働大臣に、その創
意性とくふうと自発性を發揮していただきたい点
は、言うなれば、労働力の活用、谷間から突き落
されたやうな形に受けとめられる出かせぎ者の問
題であります。申し上げるまでもないものであり
ますが、今日、たとえば北陸地方にいたしまして
も、東北地方におきましても、その地域における
農民は、好むと好まざるにとよらず、もう農業だ
けでは生活がでなくなつてきてゐる。そのこと
が、現象面の中では、ここ数年來、やはり職を求
めまして出かせぎという形で、その数は全國で數
十萬、言う人によると百萬をこえてゐるのだとい
うやうな、その實數の把握はなかなか正確にはで
きないといひました。現象面では百萬に近い
相當なものではないかと、かういふふうにとら
めておるわけでありまして、大臣すでに御承知の
はずだと思ひますが、二月の二十三日の時点
において、私まあ長い間社会運動なり労働運動を
手がけて、その中に存在しておるわけであり

ます。

たします。

たします。

たします。

るが、これを農民運動ととらえても、あるいは労働運動ととらえても社会運動の面からとらえましても、おそらく歴史的には全国の出かせぎ者の問題をとりまえて、実行委員会というものをつくりながら、やはり出かせぎ者の全国の総決起大会といふものを開きまして、そしてこれは日比谷公園でいま申し上げました時点で行なわれたわけでありまして、その際、十四項目の要求決議がなされておるわけでありまして、その要求決議そのものは、内閣はもちろんのこと、関係各省にそれぞれ代表者がそれなりに決議文を手交しておるということでありまして、その時点で、私はその十四項目の要求の柱の中で、労働大臣に十分これを消化してもらいたい、時間をかけて、前段申し上げましたことばのあやではない、十分創意性とくふうと自発性をもつて、この問題を捨てずにせず、真剣にひとつ取り組んでもらいたいのだ。閣議の中でもこれを広げて、やはりこれは農林省だ、これは労働省だ大蔵省だ、そういう形でなくて、真剣に取り上げてほしいということ、私実はその大会に参加しておいた関係上、労働大臣にひとつ会わしてほしいということであつたわけでありまして、当時予算委員会などの関係で、労働大臣は院内におられまして、労働省で会うことができなかったわけでありまして、念のため、その要求は、労働省の関係にあるものだけをひとつ簡単に読んでみますが、「監督官の大幅増員など、労働基準監督行政を拡充して労働基準法の完全実施をはかること」それから、「職安職員を大幅に増員し、窓口業務を改善し、職安行政を拡充すること」第六項であります、「激増している賃金不払いをなくするため、下請け業者との賃金契約は、元請け業者が保証する措置を講ずること」第七項、「人間存在の基本的な姿が破壊されているこの出稼ぎの現状を改善するため、四カ月以上の出稼ぎ者の現状を改善するため、一日以上の有給休暇をあたえること」九、「飯場の殆んどにおいて労働基準法が守られていないので、安全で衛生的な宿舎とするために飯場を全廃

すること。十、「失業保険法の改悪をやめ、もつと制度をよくすること」十一、「すべての労働者に労働災害保険の強制適用をはかること」十四、「社会保険制度を拡充し、本当の最低賃金制を確立すること」前段申し上げましたように、決議の柱は十四本立っておりますけれども、労働省に対しては九本の要求の柱が立っております、こういう実態でありまして、大臣非常に忙しい中でありまして、こういう要求そのものは、当時職業安定課長を通して手交されたのでありますので、労働省に資料としてはあると思ひますけれども、いづれにいたしましても、前段申し上げましたとおり、この雇用労働力の不足と労働力の有効活用という面では、これは従来も問題になっておつたけれども、既往があり、現状があるが、将来に向かつては、もう少し真剣にこの問題をやはり取り上げて消化してもらいたいということ、要望を兼ねて、この雇用労働、出かせぎの問題について具体的に、たとえば労働大臣は出かせぎの問題についてどのようにならうかと思ひます、あるいは雇用対策の一環として出かせぎの問題に対して政府は一体これにいかに対処し、また、どのようにこれを受けとめて今後に対処していこうという基本的な考え方を、この際、出かせぎの問題にちなんで承つておきたい、こう思ふのであります。

○国務大臣(石田博英君) 現在出かせぎ者の数は、農林省が六カ月前満の出かせぎ労働者対象といたしまして調査したところによりますと、約三十万ということでありまして、しかしながら、これをこえた人々を加え、また、いわゆる農業者でなく、出かせぎをおこなふ生計としておる人々を加え、六十万近いのじやなからうかとわれわれは推定いたしております。その中で職業安定所を通じて就業いたしております数は十八万ぐらゐであります。そういう状態でございますから、的確な数をつかむということはなかなかむずかしい状態でございますが、まず、私も必要といたしますことは、できるだけ限り正規の機関を通して就業してい

ただいて、そうして、それを私どもが的確につかむということが肝要であらうと思つておる次第であります。そのために、出かせぎ者の多く出ております市町村には職業安定協力員を配置をいたしますとか、あるいは、また、職業安定所の機能の充実をはかりまして同時に、その安定所の機関と基準監督署との連絡を密にいたしまして、就業しております労働条件の向上、基準法の順守等の指導に当たらせておるところでございます。それで、そういう方面における人員の増加、若干むろん十分とは申しませんが、かなりの増員をみておることは御承知のとおりでございます。

それから、賃金不払い問題、あるいは当初約束した労働条件と違う労働条件、それより非常に著しく違つた労働条件に出くわすというふうなことを防ぎますために、労働条件をその事業場においてあらかじめこれを明示せしめる等の指導をいたしておるのであります。

また、雇用関係、特に下請、元請との関係、そういうものの整備をいたしますために、少なくとも公共事業、政府関係及び地方自治体等の発注します事業についての請負関係、こういうものの姿勢を正すよう、労働省から建設省に対して呼びかけを行なつておるところでございます。

この出かせぎ労働は、大ざっぱに見まして二つに分けられると思つておりますが、一つは、農業をやつておつて、そうして農閑期に、その農業の収入不足を補うために出かせぎに行くという形態、それから、もう一つは、その出かせぎそのものが生活のおもな手段となつておると、二つの形態があると思つておりますが、前者に対しては、やはり農業政策の前進を待って、農業で十分暮らしていただけるようにしなければならぬ問題だと思つておりますが、後者につきましては、雇用形態を改善して、できるだけ限り通年雇用を持つていくという方向で指導をいたしてまい

所存でございます。

それから、最低賃金制の問題でございますが、これは一昨年最低賃金法の進め方についての答申が中央最低賃金審議会からございました。昨年十月、それを具体的に進行するための答申がございました。政府は、いまそれに基づいて行政効果をあげるべく努力中でございますが、しかし、できるだけ早い機会に根本的な再検討を行ないまして、実効ある方法の樹立へ進んでまいりたい、こう考へておる次第でございます。

○杉山善太郎君 大臣御指摘になりましたとおり、農家から出てくる出かせぎ者といふものはほんとうの心情を政治の面からとらえるならば、先ほど読み上げませんでしたけれども、出かせぎ者自身もそのこと自体を心から欲しているわけじゃありません。政府に対して、政治のよろしきを得ればと、こう言つておるわけでありまして、「出稼ぎなしで年間を通じて農業で働き、農業で生活できる場をつくること。このため、農業に対する国の保護助成を増やし、農畜産物の値段は農民の手間代を正当に見積つた価格とすること。」という考へておるのが心情でありますけれども、好むと好まざるによらず、現状は、やはりことに地域格差もありますけれども、東北や北陸地方ではやつていけないのだというわけでの現象が出てきておるわけでありまして、したがって、やはり米価の問題について農民がそれなりの目の色を変えて、やはり要求という形でいろいろと運動をすると同様に、この出かせぎ者の問題も、本年の二月二十三日に第一回の総決起大会が開かれて、これなりの要求をしておりますけれども、これは線香花火的な形で終わるのではなくて、その時限には毎年積み重ねられていくと、そういうことであります、この全国の出かせぎ者の実行委員会におきまして、これはすべて出かせぎ者は職安の門を通して、どの側から見てもその実態がはつきり把握されるように、縁故や因縁、情実で安易に口が求められるからというふうなかつこうで、建設業者であるとか中小零細企業の商品加工業者に会つて、初めてその生産源である地域農家の名簿を調製をして、さらに出先で十分時間をかけて確認しなければその実態が把握できないとい

うような形ではよくないので、もちろん政府機関においても十分実態を掌握するということが、それから、出かせぎ者問題を手がけ足がけて、これを十分ひとつの問題として処置していこうという側に立っても、十分実態把握と、一つのルールに乗せていこうと、こういう動きに問題をとらえておるといふのが現状でありますので、先ほど、ことばのあやだけではなくて、大臣は、これはどこかでやってもらわなきゃいかぬということであれば、やはり雇用の不足と労働力の活用という、そういう大局的な面からとらえて、この出かせぎ者問題というものは非常に変則的な現象のあらわれであり、しかも、こういう事実を目をおおってほっておくということは、これはよろしくないのだというふうに考えますので、その点を強く要望しながら、この出かせぎ者問題に対する質問は終えまして、次に移ることにいたします。

次は、港湾労働問題についてであります。きょうは、いま港湾労働法案の提案の説明が大臣からあらわれましたが、いわゆる法案そのものの内容に入るといふ、そういうことではなくて、むしろ門の外でどうしてもこの時限でお伺いをしていく必要があるのだ。と申しますのは、この本年度の予算の中に、五億五千万という中身はどうか、大体この数字で日の目を見ていくわけでありまして、この予算の施行期日の問題であります。私、これはどうしてもわからないのです。たとえばこの法案が日の目を見てきた歴史的な背景は、大臣も御承知と思ひますけれども、昭和二十四年の時限、つまり一九四九年だと思ひますが、ILOの内陸運輸委員会において、やはり港湾労働者の雇用の安定と恒常化に関する十三項目の内容にわたる決議が採択されております。それを加盟各国に対して、勧告という形で各国政府に勧告をしておるわけでありまして、それで、わが国においては、御承知のように、昭和二十七年に全日本港湾労働組合の委員長兼田富太郎君が、請願行動を通して、当時議会の衆議院

議長はなくなられた大野伴陸さんであったわけでありまして、その議会への港湾労働法制定要求に関する請願行動から始まっておるわけでありまして、さらに時の流れの中で、昭和三十三年であります。労働大臣の諮問機関として港湾労働対策協議会というものができて、その港湾労働対策協議会の答申が、当時、昭和三十三年の時点においてなされておる。それから、近くは昨年の三月三日付で、港湾労働等対策審議会からの、いわゆるわれわれはこれを三・三の答申だと言っておる。そして、きょうの港湾労働法の提案理由の中にうかがわれておるわけでありまして、私はどうして

もわからないという点は、この港湾労働法の施行期日、「公布の日から起算して二年をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める」と、こういうふうなうたわれておるわけでありまして、たとえば労働省自身が三・三答申の線に沿うて、その時点——私はこの場で質問をした点がありまして、ちょうど労働大臣はジュネーブに、例の労働問題に対する実情調査団の問題について代表として行かれておるその留守中のできごとでありましたけれども、当時、港湾労働法の案が労働省を中心として、いわゆる起案の過程にあつたと思ひますが、私がその当時側面からうかがい知つた範囲では、この施行期日は、公布の日から六ヶ月をこえざる範囲内だと、それがさるに、私は、その要綱という時点の作業が進められる中で、「一年をこえざる範囲内において」という時点もあつたと思ひます。それが、いよいよ日の目を浴びて、いま法律の提案理由の中に、あるいは法案の中に、「二年をこえない範囲内」と。でありますから、私がどうしてもわからないというの、いま四十年の予算の中にそれが五億五千万という形で、中身がどうであらうとも、ともかくもその予算関係法案でありますから、そういう予算がついてきておるのだ。しかし、これが公布されて、施行期日になると、二年をこえない範囲内だということになります。うと、私の持つ常識では、実は政治あるいは立法

作業についてはなれておりませんが、どうも私が外の側で想像しておつた希望と主観を伴いますけれども、どうもわからないのだということでありまして、この点はひとつしつかり解明をしていただきたい、そういうふうな考えるわけでありまして。

○国務大臣(石田博英君) まあこれはざっくりばらんに申しまして、昨年三月三日に一次答申ができました。それに基づいて、労働省といたしましては、でき得る限りすみやかにこれを立法化し、そして実施したいという方針のもとに作業を進めてまいりました。しかしながら、この答申を生かしてまいりますためには、特にこの運輸省所管の港湾運営上の近代化ということが必要になってくるのであります。そちらの作業もあわせて実施いたさなければならぬ面がたくさんあるのであります。で、この間、鋭意調整を行ないつづつたのでございまして、それがうまく一本の線に並ぶことができて、そこを調整する期間を六ヶ月と考へ、一年と考へ、二年と考へた。で、これは私どもとして不満でございまして、やはり頭を並べていかねばならぬ面が多いので、こういうところで合意をみた次第であります。ただし、全部が全部二年を待たなければできないというのではないのであります。この法律案の中で実施し得られるものはすみやかに実施すると、こういう方針でございまして、そこで、その五億五千万の予算も、その実施し得られるものに充当する方針でございまして。

具体的内容については、職安局長から御説明をいたします。

○政府委員(有馬元治君) 大臣から御説明がありましたように、法律の施行期日につきまして、「二年をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める」ということに相なっておりますが、法律の成立と同時に施行できるものと、若干の準備期間を要するものとに分かれるわけでございます。内容といたしましては、登録制の問題、それから調整手当の支給の関係、それを裏づける納付金の徴収の事項、こういったところは相当の準備期間を置いて実施に移していくということに相なるかと思ひます。でき得べくんば二年といわずに、もっとできるだけ早い時期に、これらの問題のある規定につきましても、円滑な実施をはかつてまいりたいと思ひますが、あるいは準備の関係で、一年をこえ、二年をこえない範囲といふふうな時期にわたるかと思ひます。したがって、来年度の予算要求との関係におきまして問題が生じてくるわけでございまして、来年度の予算におきましては、約五億の経費を計上いたしております。そのほかに財投融資で約五億円住宅関係の福祉施設に充当するために予定されております。合計で約十億の予算でもって港湾の対策を実施していく予定にしておりますが、そのうちで、調整手当の支給に要する経費は一億七千八百万円でございます。これがこの調整手当の支給の開始がおくれますと、来年度予算としては不用品になるのではないかと、こういう懸念が持たれるわけでございまして、私どもとしては、できるだけ早い時期に実施をいたしまして、この調整手当の支給費についても、来年度内に使用ができるような状態に持っていきたいと、かように考えておる次第でございまして、この支給費は事業団に対する交付金でございまして、一応成立を見た予算の執行といたしましては、事業団に対する交付金として、事業団に補助をするためになつておるのでございまして、できるだけ早い機会に実施をしてまいりたいと、かように考えております。

○杉山善太郎君 まあこれは大臣からも答へがいたしたいと思ひますが、そもそもこの法案は、その発想の歴史的経緯からしても、その歴史的経緯というのは先ほど申し上げた経緯であります。が、少なくとも、開放経済体制下における港湾作業の位置づけからいっても、また、別な側面から言うなら、今日、港湾は組織暴力の温床地帯といわれておるわけでありまして、もちろんわれわれは、確かにかくかくこうじゃないかということを

指摘する多くの材料を掌握しておるわけでありま
すが、さらに、その限りにおいて、港灣では労働
基準法も職業安定法も、治外法権的な立場に追い
込められておる今日でありまして、まあすでに衆
議院においても参議院においても港灣労働法案は
提案になっておられるわけでありまますから、時
間をかけてこれは審議をするということが常識で
ありましよう。また、法案そのものの面からい
くならば、おそまぎでありまますけれども、日本
の労働立法史上、その限りにおいては歴史的で
あり、画期的な法案だというふうに——私自体は
港灣労働者出身であり、また、港灣労働者の組合
に組織の根っこを持っておりまます関係上、こう
いう表現を申し上げるのも、むしろ齒にきぬ着
ず、さつくばらんだと思ふのでありまますけれど
も、そういう点からいきまして、この公布の期日
は、いま法案の中に入つたてあるものは目を通し
ておりますけれども、やはり「二年をこえない
範囲内」ということでありまますから、そのこと
は、何も二年というに期間が借金があるわけ
でありませんので、十分これはいつときも早く施
行、実施するべきである。なぜならば、確かに神
戸でも横浜でも関門でも、あなたのほうがやは
り職安行政なり労働基準法の元締めであります
けれども、いろいろおれたちは認可を受けている
じゃないか、運輸大臣から鑑札をもらつていて
るじゃないか、何が暴力だといったような形で、
いろいろやはり港灣運送事業法によって認可を
得て、大っぱらで仕事をやっておりますけれども、
その中身に入つてみまますという、私が申し上げ
まますとおり、今日港灣においては、確かに労働
基準法あるいは職業安定法も、治外法権的な方
向にとにかく追い込められておるんだ、港灣労働
の組織面からいきまして、そういう暴力と対決
をして、それを説得するだけの姿勢と力がなければ
ない、どんな民主的な労働組合もなかなか発展し
ないという、そういう素地があるということが今
日の実態であるわけでありまます。そこで、私は、
大臣はこういう事実を知つておられるかどうかと

いうことであります。これは昭和四十年の二月二
十六日、社団法人経済団体連合会から出ておる。
これはおそろく衆議院、参議院の社会労働委員
会、運輸委員会、そういうほうの委員の方々に例
外なく港灣合理化対策に関する要望意見という形
で出ておる文書だと思ひますけれども、中にこう
いうことがうたわれておるわけでありまます。見
出しは「港灣合理化対策にかんする要望意見」であ
りますが、中身は、重要なところだけを摘出して
御披露申し上げますが、「今国会に提出された港
灣労働法案についても、われわれは基本的に賛意
を表するものである。しかしながら港灣問題はそ
の内容が広汎にわたる上に、内外におよぼす影響
も大きいので、政府が港灣対策を具体化するに
あたっては、当面とくに次の諸点に十分な配慮を
加えられんことを要望する。」(1)、港灣総合対策の推
進、(2)、港灣労働法案について、(3)、港灣調整審
議会について」という三本の柱が立つておりまし
て、で、これはいまここで内容をくどくどしく申
し上げることは、まあいづれ文書名があつて、い
わゆる経団連から出ている文書でありまますか
ら、内容は披露することは差し控へまますけれど
も、要するに、私が先ほど申し上げましたとお
り、この公布の日と施行期日の問題が、私も
この法案の中身については十分慎重審議をして、
歴史的であり、画期的であるからということ
の法案に取り組んでいくのでありまますけれど
も、それが日の目を見ても、これが施行にあた
つてはブレーキをかけるというふうな、三三答申の
趣旨については賛成であるけれども、これを施行
をするにあつては、いろいろな点がありまます
けれども、要約して、港灣産業というものが、海
陸の接点において、文化の面においても貿易の交
流の面においてもそうであるとするならば、当然
その三三答申の趣旨から言つても、これはでき
る面から拙速的にやつていく、港灣労働の主体的
な条件は諸外国のそれに比して非常に立ちおく
れておるから、なるべくできるものからやりなさ
い、こう言つておるわけでありまして、今日、ま

あ佐藤内閣のもとにおける各種審議会の答申に対
する受けとめ方の問題がどういふふうにあるとい
うことについては、内閣自体の責任の問題であり
ましようけれども、かりそめにもかくのごとき、
つまり十数年に及んでおる歴史的な背景の中から
出てきておるこの港灣労働法案ができたならば、
一日も早くできなければいかぬ。だから、この時
点で権威ある経団連がこういう文書を出されるこ
と自体は、その団体に属する私見の問題でありま
しようけれども、非常に問題があるのではない
か。要約して、どの企業でも、人的な要素と物的
な要素と財力がからみ合つて生産というものが生
まれてくるというならば、今日の時点において、
これこれは賛成だけれども、これこれということ
については、たとえば港灣労働の問題、港灣運送
事業の問題、港灣の管理運営の問題がみんなそ
わなければ、この問題は港灣労働の問題だけを
やつても片ちんばになるのじゃないかということ
を理由にしてブレーキをかけることがほんとうの
日本の、つまりこの港灣産業のおくれているとい
う問題や、前段申し上げましたような暴力の温床
地帯である。具体的に労働基準法や職業安定法
が治外法権的な立場にあるのだといったような今
日の内市もあれば、法律で制限されておる少年、
つまり高校の生徒、中学の生徒がこの港灣の荷役
に動員されて、そして労働下宿に入れられて、そ
うして死んでおるといふような、そういう事例も
あるわけでありまして、こういう問題について非
常に問題だと思ふのでありまます、この点につ
いての大臣の見解を承つておきたい、こう思ひま
す。

○国務大臣(石田博英君) 現在、港灣荷役の実情
は著しく非近代的であることは私も承知いたして
おります。したがつて、それだからこそ、われわ
れは第一次答申を受けとめて、その推進に努力を
いたしてまいりました。また、港灣労働に存在す
る暴力の問題について、その企業が運輸大臣の
認可を受けておるかか受けてないかということ
は、その企業が暴力行為をし、基準法違反を
し、職業安定法違反をするということとは別問題
でありまして、受けていようがいまいが、もう違
反に対して嚴重な態度でこれから臨みたいと思
つておる次第であります。また、法律の実施につ
いて、でき得る限りこれをすみやかに行なうとい
う心がまえは、これはおっしゃるとおりでござい
ます。その心がまえでいくつもりでございませ
う。それから、当初、港灣の他の面における近代化
と並行しなければ効果があらならない、港灣労働法
だけ先行することは実効があらならないのだとい
う空気がございました。したがつて、それがあつた
のブレーキと映つたことも、これはどうも否定で
きないことであります。しかしながら、私も
もしそれが並行しなければならぬなら、そう
いう他の作業を急がせることによってこの法案が目
ざすところを早く実現したい、こう考へてお
る次第であります。

経団連の意見書は、詳細、私見ではありませ
んけれども、私の役所の関係者の接触いたしました
範囲においては、もうすでにブレーキをかける
という考へはなくなつておる、むしろ他の港灣行政
というものを促進してくれという意味にわれわれ
は受け取つておるのであります。

○杉山善太郎君 まあ大臣の考へ方となかなか
か——大臣に限らず、補佐官としても、なかなか
いろいろ苦勞されたということは、そのなりに私
もよく承知しております。したがつて、また、こ
の法案の中身についても、罰則規定なども設けら
れておりますけれども、先ほど私はこの暴力団
の温床地帯であるということ申し上げましたけ
れども、昔からこれは温床地帯なんです。さら
に、最近一つのよりどころになつてきておるとい
うことでありまして、たとえば神戸市会でも問題
になつております。おそろく港灣都市では今後問
題になつてくるわけでありまます、そこで、問
題は、たとえばこれは朝日新聞でありますけれど
も、「社会戯評」の中で横山三三さんが、これは神
戸の埠頭でありますけれども、港灣の埠頭があ
る、そこへ黒めがねをかけた、さも暴力団を象徴

するかのよう、つまり親分といいますが、あに
いが、運輸大臣から認可をもらっているのだとい
う大きな箱をかかえておるわけでありませう。で、
神戸港と書いてありますが、正業だ、何が悪い
のだと、いみじくもやはり諷刺として字幕で書い
てあるわけでありませう。そのとおりでありまし
て、実際にこの港務業者の中では、暴力団
と名のつく、また、リストに載っている人たちは
は、多くこの事業認可あるいは免許を持っている
わけでありませう。で、問題は、罰則規定というこ
ともさきながら、たとえば六カ月の懲役である
とか、あるいは何万円かの罰金であるとかという
ようなことでは、相手はなかなか非常に功利主
義、前時代的な正義感も持っておるけれども、あ
るいは、また、法を法と思わないような、要する
にそういうばく徒はだもあるのだ。しかし、彼ら
の一番おそろしいことは、この事業規制とか認可
規制というものは、今日行政面では運輸省にある
わけでありませうが、この問題に進展をしない
と、これは非常にその程度の懲役、それぐらいの
罰金は、商売の根をよめなければ生きられない
のだというところに抜け道があるので、これは
実は港務労働法案の審議の内容の時点で十分議論
を尽くしたいというふうな考えをしておりますの
で、先にいろいろとまだ重要な質問もあつた
けれども、きょうはこの問題は多くは申しませ
んけれども、その点について何か大臣から考え方
なり見解なりがあれば——なくともいいと思いま
すけれども……

○国務大臣(石田博英君) 先ほど申しましたよう
に、認可を受けておるということは、それ自体す
べて合法的にやっているとこの証明にはな
らない。たとえばつくり酒屋が大蔵大臣の認可を
受けてつくり酒屋が、そのつくり酒屋の事業
経営が、労働管理の面において基準法違反があ
れば当然処罰の対象になるわけでありませうし、職
業安定法違反があればむろん嚴重にやるつもりで
あります。ましてや暴力行為等が行なわれれば、そ
の実態に伴って当然の措置がとられるのだと考

えております。労働省といつても、そうい
う特に港務労働はものをつくるものではなくし
て、人を扱うことだけが中心でありますから、そ
の面においては厳格な態度をもって臨みまして、
法律の中でも、認可の取り消しについて運輸大臣
に要請できるように措置してはいるはずでござい
ます。また、港務荷役は始終問題がいろいろあり
いま基準監督署の監督行政は、ほとんど全事業所
に対して綿密に行なっております。事実、実際問
題として、他の事業場については、監督官の不足
その他がありまして、なかなか手が回らない面も
ありますが、港務荷役に対しては集約的に監督行
政を行なっております次第でございませう。法律が成立
いたしますまでも、いま申しましたような態度で
臨んでいくことを申し上げておきたいと思いま
す。

○杉山善太郎君 今度は労働者の財産形成制度の
確立の問題に関連して、いわゆる社内預金の問題
について若干の質問をいたします。

最近、資金繰りの苦しい企業が、資金収集のた
め、いわゆるあの手この手で従業員に社内預金を
盛んに呼びかけている傾向があります。従来もあ
りましたけれども、最近特に激しくなっております
。したがって、私の見るところでは、現在行な
われておる社内預金制度は、労働者の財産形成制
度の確立という見地からいっても、あるいは金融
正常化という見地からいっても、あるいは山陽特
殊製鋼の事例に徴しても明らかに、企
業の資本家の立場からいならば、そのことはこ
こで議論はいたしません。従来労働者側の
立場からすれば、弊害はあつても一利もない社内
預金の制度であるという私に受けておるわけ
です。したがって、きょうは社内預金制度は基
本的には廃止すべきであるという観点に立つて、
七つの項目についてお尋ねいたすわけでありませ
うが、これは大臣でなくとも、補佐官でもけっこう
でありますけれども、はじめとしては大臣にお伺
いしたい、こう思います。

まず、第一点でありますけれども、社内預金の

ねらいは、企業内福祉の労働管理的な機能、言い
かえれば愛社精神など、企業帰属意識の助成を期
待するところにあるとして、近代的な労使関係の
確立とは逆行するものであるのだと、そういうふ
うに私は受けとめておるわけでありませうが、この
点に対してひとつ御見解を伺いたいと思いま
す。基準局長でございませう。

○政府委員(村上茂利君) いわゆる社内預金を実
施いたしますにつきましては、会社それぞれの特
事情に応じて、たとえば労働者の福祉である
とか、あるいは労働管理上の社内融和である
とか、いろいろな目的を規約の中にうたつておるよ
うでございませう。しかしながら、労働基準法のた
てまえといたしましては、使用者が労働者に貯蓄
金を強制するということは、身分拘束的な弊害が
伴ひまして、種々問題が過去にございまして。そ
ういう歴史的な観点から、強制貯蓄は原則として
禁止するといつたてまえをとつておるわけござ
います。すなわち、労働基準法の十八条の第一項
の規定がそれでございます。この労使関係の場
におきまして、労働者の集団力を背景にいたしま
して、間違いないような仕組みで行なわれま
すならば、ある程度例外的に認めてよいのではな
いか、こういう観点から、法制定当時は許可制に
いたしておたのでありますが、二十七年ごろから
届け出制に改めまして、労働者の過半数を代表
する者、あるいは労働者の過半数を代表する労働組
合があります場合には、その代表者との書面協定
で例外的に貯蓄金管理契約を認める、こういう措
置をとつたわけでありませう。しこうして、一方に
おきましては、使用者が貯蓄金を支払わないとい
うような場合には中止命令を発令して、即時に
支払せよというふうな、中止命令措置及び罰則
を付しましてこの制度を例外的に認めたような次
第でございまして、しかるころ、一般金融情勢
の動きと相まちまして、かなりこの制度が一般化
いたしましたことにつきましては、私も重大
な関心を持って見ておるところでございませう。

○杉山善太郎君 先ほど私は、最近あの手この手
で、企業が資金収集のために社内預金というものを
かなり手広くやっておるということを申し上げま
した。次に、第二点の質問であります。企業
は社内預金を運輸資金の調達源として受けとめて
おる、そういうのが実情じゃないかというふう
に受けとめます。預金者の保護というよりも、企業
内借入金というふうなのが実際の実態ではな
いか。たとえば労働金庫協会などで収集してお
るデータについて、どう見ても、これは社内預金と
いう制度に便乗しながら、これを一般の商業銀行
や、あるいは信用金庫から借り入れるよりも、コ
ストにおいてもその他においてもとにかくという
点で、むしろ預金者を保護するとか、労働者の財
産形成の一翼として、その積んだ金を持ち家住宅
の一つの足がかりになるというのでなくして、み
ずからの企業資金の不足というものを、社内預金
という、そういう隠れみのに隠れてというふうな
傾向がある。そういうふうな思ひ、また、企業
内借入金というふうな実態があるのでありま
すから、この点についてはどういうふうな受けと
めておられますか。

○国務大臣(石田博英君) 社内預金の制度と、私
どもがいま検討しておりますいわゆる労働者の
財産つくり制度との関連について、私の考え方を
ちよつと申し上げ、あとは基準局長に説明をさせ
たいと思ひます。

労働者が家を持ち、あるいは財産を持つことに
よつて、みずからが不測の事態に備へると同時に、
経済の発展の分け前を財産によつても得られるよ
うにしたいというふうな観点からいろいろ考
慮いたしております。そのためには、たとえば定
期的な預金等に対しての優遇措置等も検討いたし
ておりますが、そういう場合の定期的な預金の対
象として社内預金はどうかという問題は検討
しておりますけれども、社内預金という制度それ
自体を労働者の財産造成の方法と考えてはおりま
せん。そのことを明確に申し上げておきたいと思
ひます。

○政府委員(村上茂利君) 先生が御指摘のよう

な、一種の運転資金の原資としてこの制度を運用するといふことは、実は貯蓄金管理契約におきましては全く期待しないことでありまして、労働者保護の見地から、その利子につきまして、最低年六分あるいはそれ以上でなければいけない、こういう規制を基準法に基づきます省令によっていたしておるわけでありました。したがって、金融市場が、ある程度正常な状態において運行されておりますならば、六分以上の一割とか一割五分といったような高利を抽出できるといった可能性は、一応理論上はないのじゃないかというふうな予測を持っておったのでございます。しかるところ、歩積み両建てとか、いろいろ港間いわれておりますような問題と相関連いたしまして、六分以下の利子をつけてはいけないという規制をいたしておるにかかわらず、それ以上の金利を払って、なおかつ使用者が利益を受けるというふうなゆがみを生じてきたということにつきましては、私も、はなはだ遺憾に存しておる次第でございます。しかし、金利の実態は、私も調査いたしましたところによりますれば、六分から七分九厘程度のものが全体の約四〇%でございます。八分の一割一厘程度が五五%でございます。大部分のものは基調伝えられておりますところの一割五分とか二割とか、そういうような利子はつけておらない、そういうような利子を払い得る余地が、コモーションベースで考えましても、なかなかないわけでございます。実態を調査いたしましたところ、一割一分どまりかそれ以下がほとんどである、こういうことが言えると思っております。しかし、御指摘のようないろいろの弊害が見られましたので、昨年一月二十四日、労働基準局長と大蔵省銀行局長の連名をもちまして通牒を發したような次第でございます。その後、私も監督行政の面から、特にこの点に留意いたしまして指導してきた次第でございます。

○杉山善太郎君 いま基準局長が言われましたのですが、労働省と大蔵省ですか、局長通達で地方基準局を通じて監督署から流れ始めたのが昨年の

一月からかと思いますが、その後、経済のひずみが中小企業などに出てきて、資金源に困っておるということで、前段申し上げましたあの手この手で、要するに社内預金にもいろいろないか、いいかげんな、役員も含めて、貯蓄組合をつくって、一方的にあやしげな貯蓄組合ができて事業資金に活用されているという事例がふえている。前段申し上げましたとおり、私はいま二つ質問申し上げますが、他の質問は若干意見も含みますけれども、社内預金は、少なくとも幾多の弊害があつて、とにかく一利がない、だからこの制度は禁止すべきだと思ふ、そういう一つの観点に立つて質問していることも含めてお答えをいただきたいと思ひます。

次は、三点の質問に入ります。

○小柳勇君 関連して。いまの社内預金で参議院の予算委員会でも田畑さんが質問したのに対して、大蔵大臣は、基本的に反対なので、できるだけ早く全廃したい、労働大臣は残したい考えなので、現在互いに意見交換をしているが、首相裁断に持ち込んで、五年間くらいで全廃するようこの際ケリをつけたい、このように大蔵大臣は言明いたしておりますが、労働大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(石田博英君) どうも人のことまでかわって答へられて、私としては迷惑であります。私が、私としましては、直接の労使関係者からの意見がまだ出ておりませんので、そういうところの直接の労使関係者の意見も聞きたい、こういう気持ちではあります。

それから、なお明日、労働基準審議会へこの問題について、社内預金制度の現状、あるいは存廃についての検討を依頼するつもりでおります。

○小柳勇君 さつき財産形成の問題を大臣が言われたんですけれども、まだ大臣の考えの中に財産形成の思想も若干あるのですか。ないとするならば、いま杉山さんははるとして、百害あつて一利ないですから、この際、廃止してはというふうな立場に立つての質問だったようですが、労働大臣は実力大臣ですから、がんばりますとなかなかこれはうまいかぬと思うのですが、どうでしょう。

○国務大臣(石田博英君) 私はがんばるつもりは全然ありません。先ほど申しましたように、社内預金という制度は現在存在しております。その場合に、低所得者の預金優遇の対象として、いろいろ金融機関を考えると、たとえば銀行に對する定期預金、信託預金、いろいろなものを考えます場合に、社内預金もその中に入れるべきか入れるべきでないかという検討はしておりますが、財産形式の有力な手段として社内預金を利用しようという考えはありません。これは明言しておきます。それから、私もまだ意見を保留いたしております。直接の労使関係者の意見を聞いてみたいということでもあります。

○小柳勇君 いまの直接の労使関係者の意見というの、具体的にはどういふのを考えておられますか。

○国務大臣(石田博英君) たとえば、これは基準法によりまして、労働組合の代表と、それから経営者との間の書面協定で行なわれておるわけであります。そういう場合、実際それを実施しておる企業の労働組合の代表者及び経営者こういう意味でございます。

○小柳勇君 関連質問ですから、また別の機会です。やりませんが、これだけ参議院の予算委員会ではつきり大蔵大臣が言明されますと、こういうものが先行いたしますと、これで労働者として安心してゐるものもありましよう。さらに局長が言われた、六分以下では預けぬようにしておりますというところですが、これは全国的に実態はどうでしょう、企業のありさまは。

○政府委員(村上茂利君) 先ほどもちょっと触れましたが、六分以下は禁止いたしております。六分以下でなければならぬというふうに、法律による省令で定めておるわけでございます。そこで、実態を調査いたしました結果、六分から七分九厘程度のものが四割、それから八分から一割一

分程度のものが五五%、両方合わせますと九五%のものが一割一分以下である、一番集中的に多うございますのは、これは七分から八分といったところでございます。巷間伝えられますような非常な高金利であるという例はあまりないというのが実態調査の結果であります。私も、またそういう一割五分とか二割とかいったような金利がどういふふうにして抽出できるかという点については、コモーションベースで考えましてもなかなか無理であろう、私どもの調査の結果得られたものが、はば私どもが想像いたしましたような形になつてあらわれているというふうに理解いたしておるわけでございます。

○小柳勇君 誤解を生むといけませんから、私の見解を述べてこの質問を終わりますが、いま低賃金で労働者が移動するものがたくさんある、そういう場合に足だめのために社内預金を強制的にやつておる事例があります。そういうものもありまうし、百害あつて一利なしと私は断言できないと思ひますので、現在の青年の生活設計などを考へてと思ひますが、そういう悪い面が非常にありますから、山陽特殊製鋼の例もありますから、廃止する方向で、もっと貯蓄なり生活設計は別の面を考へる、青年に夢を持たせるといふ考へで考へるべきで、社内預金については大蔵大臣の説を支持したいと思ひますので、見解だけ述べて私の質問を終わります。

○杉山善太郎君 労働基準法第十八条第一項では強制貯蓄の禁止をうたつております、法の基本精神は。わが国の社内預金の特殊なお立ちちは、いま小柳委員も言われましたが、確かに足だめ貯蓄という封建的な投資慣行の禁止ということにこの法の精神があると思ひます。にもかかわらず、第二項では社内預金は合法化されて、しかも、臨時金利調整法の趣旨と矛盾する高利な利子を奨励していることになってゐる。いま基準局長も言つておられるとおり、郵便貯金や信用金庫や商業銀行は大体五分から六分というふうなことでありますが、これが六分、七分、一割というふうなことで

ありまして、たとえば労働金庫法という特殊立法によつて保護されている労働者自身の金庫においても一厘いという点でありますけれども、それから見るという点、一方では禁止しながら、一方ではやっているとある点について、また、外国には、私の聞き及ぶ範囲では、産業構造、あるいは産業の発展過程において歴史は違ふのでありましようけれども、社内預金の制度は、たとえば一昨晩でありましたか、「時の動き」の中で問題になる社内預金という点、昨晩は社会更生法ですか、一つの時事的な問題として取り上げられておるわけですが、そういう点についてひとつ見解を承りたいと思います。

○政府委員(村上茂利君) 会社更生法の観点から見ますれば、貸金と同じように、公益債権といひまして最優先に扱われておるのであります。他の債権よりも優先されて、更生決定がなされたあとにおきましても随時支払うものとされております。国税その他税金と同等な扱いを受けておるわけでございます。扱い方としては非常に手厚いものであるというふうに理解をいたしております。ただ、前段の事業主の足どめ策としてこういう制度を考えているのではないかといたしたような問題につきましては、まさにそういう弊害は過去において多々あったわけでございます。でありますから、これを禁止するというのがまさに原則であるわけでありまして、労働省といたしまして、このような制度を普及するとか奨励するとかいったような態度を示したことは一度もないのでございますが、たまたま金融事情の影響により、このような制度に利益を感じるようになった、ここに一つの大きな原因があるのではなからうかと思ふのであります。率直に申しまして、この貯蓄金管理契約について一番利害関係を持つのは使用者と労働者であります。その労使双方から、今日に至るまで、あまり御意見がなかったものであります。国会内における取り上げられ方も、実はそういう形ではなく、別の形で問題が提起されたように私どもは理解しております。しかし、その

ようないきさつなどは別にいたしまして、ただいま大臣から申されましたように、世論が相当盛り上がりつつありますので、私どもも、積極的にわがほうから労使関係者の意見を聞きまして、しかも、労働基準審議会という公の場においてはつきり方向を定めたいというふうに考えておる次第でございます。

○杉山善太郎君 私がいいまするのに、社内預金の実態は、労働基準法十八条に基づいて、言うなれば制限法、規制法としての労働基準法の精神から逸脱して、法令に定められている基準すら守られていないのではないかと、そういうふうには私極論的に批判したいと思ひます。具体的には、いま労働大臣もおっしゃいましたごとく、来たるべき労働基準審議会にこの社内預金の問題をひとつ諮問されるということでありまして、その限りにおいて、具体的な問題として、たとえば正当な労働者の代表との協定ないしその制度の実施について、いろいろといままで過去の事例に問題がありました。たとえば年末あるいは上期の一時金の問題について、数字の点については要結するけれども、しかし、一応形態として、取り扱ひの点については社内預金にした形において分割する、こういう事例を私どもはたくさん掌握しておるのであります。同時に、これの払い戻しをするというよりな点についても、現に極端な例は、いま計画倒産とか何とかいわれておりますけれども、真実はただ一つでありまして、いづれゆる山陽特殊製鋼の問題にちなんで考えても、自分で預けておいて、そうして更生法の適用を受けた時点において、これだけあったはずであるけれども、金庫をあけてみたらこれだけしかなかった。自分の金であつて、しかも、その金は子供の学資金に充てる金であつたけれども、出そうとすると出せない、こういうような拘束を受ける事実は、氷山の一角としてこの山陽特殊製鋼にはあらわれているわけですから、いろいろな事例があるわけでありまして、したがって、自分が預けて保護さるべきものを払い出そうとしても、なかなか意のごとく

払い出せないということがあります。さらに、私は、実は労働金庫の理事長というものを新鴻で十年もやっておりまして、種々権兵衛から育てたわけでありまして、実は社内預金については勤務の面と結びついて、要するに社内預金については、働く能力があつて成績がいいんだという勤務評価も確かにやつておる事実も掌握しております。そういう点からいって非常に問題がある。で、私は、ここで、この法令の中でも、たとえば第六項の中止命令が出される事項がない、あるいは監督指導の実効が伴わない実情があるんだ、そういうふうな考えをします。そういう点について、ひとつ見解なり、そういう状態ではないのだというふうな、あるならあるように、ありのままをお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(村上茂利君) 私どもは、社内預金の不払いが一般にびまんしておつてたいへんな状態にあるという認識を現在持つておらないのであります。数字を申しますと、昨年中における倒産は、ほぼ四千二百件ございまして、その中における社内預金不払いは十六件、一億六千万円でございます。その金額につきましては、本年に入つてから逐次支払いが行なわれております。で、労働基準監督署といひましては本省から指示いたしておるのであります。貸金不払い問題と社内預金不払い問題はほとんど同時に起こるケースでございます。貸金不払いを監督すると同時に、社内預金不払いの問題をあわせて監督指導いたしております。先生御指摘の中止命令につきましては、昨年幾つかそのケースがございます。あ

る県におきまして、五事業場ばかりが倒産寸前に立ち至りましたので、直ちに監督署で貯蓄金管理契約の中止命令を出したところが、五つばかりの会社で即時に払った、法どおり措置をしたというケースがございまして、私どもは当該地域におきまして、倒産の可能性のあるような企業はマークいたしまして、事前にそういう中

止命令を出したり、その他いろいろやつておるわけでございますが、監督行政でございますので、そういうケースについては一般に公開いたしておりません。しかし、ただいま一つの例としてあげておいたのでございますが、そういうことで危険性はあるという認識のもとに監督指導をやっておりますので、四千二百件の倒産のうち、社内預金の不払いは十六件、一億六千万円である、それは三十九年度でございます。

それから、山陽のケースでございますが、これから会社更生法に基づく更生決定が行なわれますかどうか、行なわれるという可能性が多いのではないかと、行なわれるに私ども考えておりますが、今後における措置をいたしましては、日本特殊製鋼において、昨年十一月三十日現在で、更生の決定が行なわれましたそのときの不払いが一億二千万円ございましたけれども、十二月中に五千万円支払われ、残りの五千万円を二、三カ月中に支払われるように具体的な支払い計画を作成せられて、管財人とも緊密な連絡をとつて措置しておるような次第でございます。

なお、杉山先生の御質問の中に、期末手当の時期等において、一部を社内預金に預託させるんじゃないか、こういうケースがあるんじゃないかというふうなお話でございました。そういう点につきましては、まあ事例があることを私どもも承知いたしております。それが強制にわたつて基準法の違反を生ずるというのではないように通達を出し、厳重にその点を警戒いたしておるような次第でございます。しかし、いづれにいたしましても、この制度につきましている問題があるというところは私も重々承知いたしておりますので、しかも、それが金融的な観点から見ると、労使関係におけるいろいろな問題とから見ての現象と見るか、波及する影響がかなり大きいと思ひますので、率直な意見を労使から求めまして措置いたしたい、この点について私どもは何らこだわりを感じておらないことをつけ加え

させていただきたいと思ひます。

○小柳勇君 私は、さき大臣が検討することばの中に、白紙で検討すると、廃止の方向を含んでおつたと思うんですが、いまの局長のような考えであれば、私は反対です。たとい四千件のうちの一件であろうが二件であろうが、社内預金がつぶれたためにその預金までつぶれるというところは許せないことです。たとえば山陽特殊製鋼のことを言われたけれども、炭鉱の閉山に伴つてそういうものがあるかもしれない。組合費まで使ひ込んだ会社がある。だから預金は、それは会社に頼んで利回りをよくしてくれ、銀行預金じゃ少ないから、あるいは郵便貯金じゃ少ないから利回りをよくしてくれという特殊なものなら個人でやるべきであつて、あるいは社の内規はあるかもしれないが、社が給料袋から天引きして社内預金として、社がまたそれをいろいろ使つておるかも知れぬ、内容はいろいろあるが、それは四千件の中に倒産したのはわずかでございまして、一億しか損害はありませんと、そういう思想で監督されることには反対です。それは基準監督局長であるがゆえに、そういう考えで検討するといふなら、私はさき納得したけれども、納得できません。そういうような二つだけで、これは法律にはないかもしれない、基準法には触れてないかもしれない、役人だから基準法さえ守ればよいとお考えかもしれないけれども、そんなものじゃないと思う。零細な金で学校の用品を買おうとか、あるいはいろいろ零細な金を貯蓄して老後のためにという、その労働者の気持ちを、そういうように損がわずからだからということで処理することは納得できません。もう一度大臣の答弁を求めておきます。

○国務大臣(石田博英君) いま基準局長が答えていたしたのは、基準局としての社内預金制度というものを監督行政を——現在存在しておるのでありますが、存在しておる監督行政を綿密にやっております。したがらしまして、その監督行政を厳重にやっております結果、四千二百件のうちで問題を生じたのは十六件、その十六件も

ほぼ解決している、これは三十九年度のお話でありますというのを申し上げたのでありまして、社内預金制度そのものを奨励したり、あるいはこれを温存しようと思つたり、そういう考え方はないのであります。つまり社内預金という制度は現在存在し、それに対する監督の責任がわれわれにございまして、その監督の責任を右のごとく実行してまいりましたという報告であります。それから、四十年度に入りまして山陽特殊製鋼の問題が出てまいつた、この事実であります。これについても同様の方法をもって監督行政を強化して、そして労働者の諸君に実害を与えないように、そういうことを努力してまいりますということをし上げたのであります。これは社内預金制度を存続さすとか、これをさせたいとか、あるいはいいとか悪いとかいうことの問題とは別であります。そういうふうに理解をひとついただきたいと思います。

○杉山善太郎君 まあ小柳委員の関連質問に対して、いま大臣の答弁ありましたが、私はさらにお尋ねいたしますが、また、意見も含めてお尋ねいたしますが、社内預金には預金としての保護規定はないわけでありまして、したがらしまして、企業が支払い準備金を持つ義務もないというふうな、慣行からいっても姿勢からいっても、そうなつておると私は理解いたします。したがらしまして、返還請求しても直ちに払い戻しができるといふことは、社内預金の実情ははるかに隔たつております。その事例は極端な例であつても、たとえば山陽特殊製鋼の事例から見ても明らかであります。て、企業の外部借入れ金と比べてみて大きなウェイトをやはり占めて、金額返済のときには企業の存続すら不可能な実情にあるといふふうに私は受けとめておるわけでありまして、このことは、裏を返せば第五項の規定が完全に守られることがないといふことを示しておる、そういうふうにならうかと思ひます。また、労働基準監督署の監督指導は制度の運営にだけであつて、実際の、実際の払い戻しの保証をするような企業の資金状況の

検査まで行なえない、行なえないから、全く実効が伴わないのではないかと。論より証拠、社内預金は基準監督署に対して報告する義務がないのではないかと、そういう限りにおいて、実態の実情というものは野放しになつてゐるんじゃないかと、それがいわゆる十八条による社内預金の制限、規制に対する一つの限界じゃないかといふふうに思うのであります。この点、基準局長はどういうふうな考へておられますか。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のように、強制貯蓄は禁止してゐる、好ましくないといふ。それについては労働者の代表との書面協定によつて例外的に認めるといふことになつております。利率は六分だといふたような条件がついてゐるだけでございまして、これを積極的に預金者保護の見地からオーソライズして、うしろからささえをして、この制度を奨励するといふような性格のものでございませぬので、したがつて、一般の預金者保護のようないふ制度がないといふことは御指摘のとおりでございまして。ただ、不払いが生じたときには、会社更生法による更生決定がありまして、ときには、共益債権として貸金と同様に扱われ、更生決定のあつた後でも、他の債権は随時支払いは行なえないのでありますけれども、社内預金につきましては随時支払えるという特典が与えられておりますといふことであります。制度的には預金者保護の特別な制度はない、これは先生御指摘のとおりでございまして。

○杉山善太郎君 これで質問を終わりますけれども、今度は大臣からお答えをいただきたいと思ひますが、もちろんその社内預金を保護するようないふ制度だつたらたいへんなわけで、保護しなくてもいふような問題が累積してくるので、そんなものをつくつてもならたいへんなことでございまして、これは基準局長つくらないように、私は、あくまでも前段の、社内預金は百害あつて一利ないといふようなオーバーなことは申しませんけれども、幾多の弊害があつても、少なくとも従業員、労働者の立場に立てば、長い目で見て、しあ

わせをもちとる一つの背景と一つの方向的な価値は今日の状況には存してゐるのだ、こういう受けとめ方で、これはやはり段階的に、弾力的に考えるべきものである、そういう観点に立つて質問をしてゐるといふことを申し上げておきますが、それと社内預金は、現行の金融制度の秩序を維持するといふ面から言つて、これはまたこの機会に財産形成の問題などについて、あるいは労働、企業、福祉の労働金庫のあり方であるとか、あるいは住宅問題に対するあり方について、労働大臣の西ドイツからとか持つてきておられる財産形成の問題と、それがわが国の現状に合致せしめ、それをどのように創造していくかといふ問題についてはこれからの論議に移すいたしましたも、要するに、当面の社内預金の問題は、いま申し上げたところ、この金融の秩序を維持するといふ面から言つても幾多問題があるのじゃないかといふふうに考へておられますので、私は何回も繰り返しますけれども、これはいみじくも先ほど小柳委員が、参議院の予算委員会において田畑さんの質問に対して大蔵大臣が言つてゐるような考え方は、これは別な機会に別な方、大蔵大臣が言つておられるわけでありまして、労働大臣としては、この問題について、まあ私は慣れておりますから、あまり質問はしようがないのでありますけれども、愚問であつても、ひとつ賢い回答を、納得できるようなうんちくを傾けたお答えをいただきたい、こういうふうに思ひます。

○国務大臣(石田博英君) 社内預金制度というのは、私もさきわめて中途はんばいものだと思つております。これを法律の中で認める以上は、やはりもっと徹底した保護を加へるべきものであります。保護が徹底し、奨励まですべきものでないなら、私はやはり廃止の方向で検討すべきものだと思います。ただし、先ほどから申しましたように、この問題が起つてまいりましたから直接の契約者の意見というものはまだ出ておりませんが、直接の契約者からの意見を聞いた上でわれわれの態度をきめたい、こう考へておるのであり

ます。それから、先ほどちょっと小柳さんから御質問ございましたが、これは給料から天引きするということは基準法で禁止しておりまして、それはやらせておりません。

○小柳勇君 協定を結ばなければならぬ。

○国務大臣(石田博英君) 協定はそうでしょうけれども、強制天引きはできない。

○小柳勇君 強制はできないけれども、協定でできるのです。

○国務大臣(石田博英君) これは労使関係の協定でありますから、その場合でも個人のいろいろ事情がばらばらであるべきであります。それをばらばらのものを一律にやらせるという方法は、これはどうも私も疑問に思います。そういうことを含めまして、先ほどお答え申しましたように、労働基準審議会とひとつ十分検討していただきたい。たいへん繰り返すようでありまして、直接当事者からの意見が出てないというところに私も最終的な結論を出すのをいまの段階で申し上げるのをばかか一番大きな理由がございます。直接当事者の意見をよく聞いてみたいと思っております。契約当事者の意見もやはり聞いておく必要があると思っております。それを含めて基準審議会と検討したい。ただ、私が何度も申し上げたようにどうしても保護しなければならぬとか、温存しておかなければならぬとか、そういう考えは全然ございません。むしろ経営側から申ししても、普通の常識的な金利よりも高い金利のものを使わないような制度が必要なんじゃないか、そういうこともやはり金融正常化の方面から見てもあわせて考えたらどうかと思っております。

○杉山善太郎君 もう一つ、これで終わります。これは労働基準審議会へ諮問されたのですか、これから諮問されようとしているのですか。○国務大臣(石田博英君) 先ほどお答えしましたとおり、明日やります。

○杉山善太郎君 私は、実は労使関係の問題をもう一点持っておったわけでありまして、柳岡委員の質問の時間に食い込んでおると思いますが、

ので、きょう労働局長に来ていただき、また、労働政策の基本方針の中にも労使関係の問題という項がございましたので、これは非常に重要な問題でございますので、ここにこの前のこの委員会でも申し上げたとおり、激甚法の災害適用地域における労使問題についてあの時点で質問したことがありますが、きょう労働局長の質問が非常に重要なことになんで、きょう質問しようと思いましたが、これも、これは次の機会に移行することにしたしまして、私の質問を終わります。

○柳岡秋夫君 社内預金の問題について、関連して若干質問しておきたいんですが、いま労働大臣は労使の問題だと、これはもちろん私もそう思います。しかし、現在の日本の労使関係の中で、労働組合が経営権を持たないという中で労働組合、労使の考えを聞いても、私はそれが根本的な解決にならぬと思っております。やはりこれを将来廃止をするかどうかは別として、現実的に社内預金の数が相当ある。しかも、それが先ほど来言われているように、一年に四千二百件、これはもったいない中で、労働者が非常に犠牲をしょわされている。こういう段階で、私は、やはりもっと政府の、特に労働者を保護する労働者の責任と申しますか、監督あるいは行政指導の面でもっと積極性があつてしかるべきじゃないか、こういうふうに思っています。先ほど基準局長は、四千二百件のうち、わずかに十六件だ、こう言われておりますが、これはおそろしく会社更生法の適用を受けた会社の件数がほとんどではないか、全部ではないか、もしもそうなら、ほとんどではないかと思っております。しかも、労働基準法上から見ると、一体労働省としては完全に社内預金のこの実態を把握しておるかどうかというのを私は疑問に思っています。新聞によりますと、確かに先ほど基準局長が言われましたように、現在の社内預金の件数、これは三十八年の三月末で大蔵省は三万三千と言

では四千七百億といっておりますが、労働省は五千億だ、こういっておるわけですね。しかし、実際には一兆五千億をこえるのではないかと、こういわれておる。しかし、労働省が一体どういうふうな社内預金の実態を把握し、また、監督しているかというところについて私は一つの疑問を持たざるを得ない。先ほど基準法上、大臣は、厳重な監督をしているといっておりますけれども、私の知るところでは、一片の通達が出されたきりであるという状態じゃないかと思っております。一片の通達で労働者の権利が守られるかどうか。この辺が、私は、現在中小企業における倒産に伴って、労働者のあるいは保護、あるいは救済措置というものをに対する労働省の積極的な考え方というものをこれから若干尋ねていきたいと思います。

まず、第一に、この社内預金制度の私は現在の構造的な基準法上の欠陥というものを明らかにしていきたいと思っておりますが、まず、第一には、八条の第一項で禁止をし、協定があればいい、そしてその協定を届け出る、こういうことになっておりますけれども、その届け出の把握が労働省としてなされておるかどうか、それが全国的に完全になされておるかどうか。

○政府委員(村上茂利君) 貯蓄金利契約の届け出は、労働省では監督署長に届け出がございまして、それは毎年毎年把握いたしておるわけでございます。ただ、過去十年ぐらいい前に協定を行ないまして、その後いろいろ変動がある、たとえば貯蓄組合という組合が税金との関係で設けられまして、その貯蓄組合に転換したとか、いろいろな変動がございまして、そういうものにつきましてもできるだけ把握につとめておりますけれども、そういう過去の過去において届けられたものが途中で若干変更があったものにつきましても全部押さえているかというところになります。あるいは漏れがあるかもしれないというふうな存するわけでありまして、数字をいましては、労働省が把握しているのが唯一の資料でございます。先ほど大蔵省が四千七百億円といひ、労働省は五千億といひと、

こう仰せられました。これは、実は四千七百億円というのは労働省が調査した数字でございます。それをまとめて約五千億、こういっているわけでございます。資料としては労働省の資料しかないわけでありまして、ただ、問題は、契約数はわかっておりますけれども、貯蓄額がどういうふうな動いているかという、年々の貯蓄金額なりそういう加入人員などの動きにつきましては、これは率直に申しまして全部把握ができません。ただ、たとえば昭和三十三年三月三十一日に相当大幅な調査をいたしました。そのようなときに概数が入るといったような情勢であるわけでございます。なお、劈頭に、十六件というが、それは会社更生法の適用を受けたものだけじゃないかという御指摘がございましたが、そうではございません。なお本年に入りましては幾つか問題の会社がございます。そういうものにつきましても私も調査いたしております。会社更生法の適用決定を受けたもの以外でも、いわゆる倒産というものにつきましても調査いたしております。その契約については把握している、こう言われますが、基準法上からいいますと、それは届け出は義務的ではないのです。これに対して一応義務的な事項になっているかもしらぬけれども、強制力はないわけですね。これに対して罰則があるわけでもないし、届け出なくしてこっそりやっているという事業場は、これは基準法上からいけばあり得るのではないかと、こういうふうに思っています。しかも、届け出の問題については、いま言ったように、罰則がないということについては、これはまあそのことが一つですね。それから、もう一つは、倒産をしたとかなくとも、あるいは倒産しなくても、労働者が返還を要求した場合、これに対する罰則というものもないわけですね。また、若干あったとしても五千円以下の罰金、こういうことで、非常に軽い罰則になっているわけですね。こういうことから見ますと、労働省が全部を把握する上に、いま労働省が集計をしている数字というものは、私は実態とは相当

かけ離れたものではないか、こういうふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(村上茂利君) 法律の構造上の問題も御指摘ございましたが、御指摘の中で、行政官庁に届け出るということとは、これは義務制になっておるわけでございます。十八条の二項で義務づけられておりますから、必ず届け出なければいけません。届け出ない場合の処理といたしましては、強制にわたるという推定をいたしまして、十八条第一項の規定がもたらに働いてくる、こういうような扱いをいたしておるわけであります。

〔委員長退席 理事杉山善太郎君着席〕
それから、支払わない場合におきましても、使用者と労働者の側において、支払うか支払わないかというような問題は管理契約上の問題になってくるわけですが、それが労働基準監督署長が中止命令を出しますと、即時返還の義務が使用者に生じてまいります。そして、その使用者が預かり金を返還しないという場合には労働基準法上の罰則を受ける、こういう関係になってくるわけでございます。この管理契約そのものについての罰

則はございませんが、法の仕組みとしてはそういうふうになつておるわけでございます。

なお、実態がつかめ得ないではないかというところでございますが、先ほどもお答えしましたとおり、届け出のものにつきましては年々その数を把握しておるわけがありますが、確かに貯蓄額の金額の総額であるとか、あるいは加入人員等につきまして、これは絶えず移動するものでございますから、そういった点につきましては完全な把握はしていないと申し上げざるを得ないのでございしますが、ただ、数字としては、現在求め得られる数字は労働基準局において調査したものしかないというところでございます。したがって、いろいろ巷間いわれておりますけれども、私どもは三十八年度で調査した時点において約五千億というふうにお答えいたしておるような次第でございます。

いうことですが、労働省が出した「労働基準監督年報」の中では、届け出の協定違反の件数も、また、中止命令の件数も一つもないのですね、その報告の中には。ただ、あるのは二十三条の關係だけですから。全然ないんですか、こういういままで中止命令出したとか、届け出の協定違反をしているというような事例は。

○政府委員(村上茂利君) 先ほども申し上げたのですが、監督上の問題ですので、具体的な例は差し控えたと思いますが、長野県であった例でございます。長野県で昨年中二十九件の倒産がございましたが、これらの企業の中で、社内預金を有しているもののがかなりございましたが、倒産以前に社内預金を整理して、問題が起こらぬように事前指導しましたが、その中の三事業につきまして

長から貯蓄金管理中止命令を出しました。その結果、この三つの事業場は、ともに返済をしたという結果になっておりまして、事実上やっっているわけでございます。

○柳岡秋夫君 それはいつのことですか。

○政府委員（村上茂利君） 月日はわかっておりませんが、昨年のごときです。

〔理事杉山善太郎君退席、委員長着席〕

○柳岡秋夫君 この届け出は、いま基準局長も言われたように、監督署なんです。それで、それが中央に集約をされていないんじゃないですか。

○政府委員(村上茂利君) ちょっと先生の質問の趣旨がわからぬのですが、届け出義務がありますので、届け出がなされたものににつきましては、これは件数把握いたしているわけでありまして、ただ、それは届け出の時点において把握しておるものでありまして、それがその後どのような金額の増減があったか、加入者にどの程度の変動があったかという点については実態をつまびらかにしてない、こういうことでございます。

○柳岡秋夫君 そういうふうに、届け出は、単に監督署に届け出ればそれで協定ができ、社内貯蓄

思うのですよね。したがって、ただ届け出の件数なりそのときの貯金の総額なりを報告されてくるかもしれないけれども、それだけの範囲しか本省ではおそらく把握しておらぬと思うのですよね。そういうところに私は一つの大きな欠陥があるのじゃないかというふうに思うのです。

もう一つは、先ほど言ったように、この労働基

準監督年報ですね、これなんかにも、この社内預金の問題について、い言ったような不返還の場合の中止命令なり、あるいはこの届け出を怠ったものの件数とか、そういう問題については全然載っていないのですよ。先ほど基準局長はあったといいますが、これはそもそも監督年報が二年も三年もおくれてから出るというところに私も問題があると思うのです。

そこで、労働大臣にお伺いしたいのですけれども、国際条約のILOの八十一号条約というもの、大臣は御承知ですか。——時間がありませんから、私のほうからじゃあ説明しますが、これはILO第八十一号条約「工業及び商業における労働監督に関する条約」ですね、これはわが国では昭和

和二十八年、十六国会で批准をしているわけですから、その中の第十八条にはこういうふうに書いて

あるのです。「労働監督官によって実施を確保されるべき法規の違反及び労働監督官の任務の遂行の妨害については、相當な刑罰を国内の法令によつて規定し、且つ、実効的に実施しなければならぬ。」ところが、先ほどの社内預金の届け出に對する罰則、あるいはその罰則があつてもわずかに五千円以下という罰金というものが、はたしてこのILO条約の十八條に照らしてみても、妥當なものであるかどうかといふことですね、一つは。この点はいかがですか。

○政府委員（村上茂利君） ちよつと御質問の趣旨に違つた答弁になるかもしれませんが、先ほど来申し上げておりますように、いわゆる貯蓄金管理契約というのはむしろイレギュラーな、原則は禁ずる、それを特定の要件を満たす場合には例外

その制度を一般金融事業のような観点から規制するか、あるいは大臣が先ほど仰せになりましたように、まあいけば金融的な観点から見ると中途はんばである、そういうような制度であつて、労働基準法上の特別な制度であるというふうに見るかどうかという考え方があらうかと思うのであります。したがつて、報告件数等におきましても、労

働基準法では各何条に法違反があったかというふうに見るのであります、中止命令を出した結果、法違反がなければこれは監督年報に登載しないという結果になりまして、中止命令自体が意味があるのじゃなくて、法違反が生じないことに意味があるという観点から、そういった処置につきましては表面に出していない。結局そこには法違反がなかったという好ましい結果が生ずるだけ

のことでありますから、件数としてあげておられないのであります。そのような性質のものにつきまして、そのような特殊の場合に監督官の行ないます行動を刑罰をもって担保しなければいけないかどうかという点になりますと、いろいろ考え方があろうと思えます。少なくとも、労働基準法に

おきます罰則の軽重の割り振りから申しまして、先ほどから申し上げておりますような性格の特殊

な制度でございますから、基準法上は、これは比喩的なことばですが、その力を入れて扱ってない、こういうような感じを私もは持つわけでありました。したがって、いまの御質問の点につきましても、さらによく検討させていただきたいと思ひます。

○國務大臣(石田博英君) この問題についての私どもの考え方をもう一ぺん明確に申し上げておきたいと思ひます。

それは、この社内預金というのは労使の協定に基づいてできるものだからと、こういうような意味合いから、かなり扱いその他において、何と申しますか、問題点が非常に残っておりますように思ひます。たとひ労使の協定であろうとも、もしこれに残すべきものだとするならば、もっと明確に、

の責任追迫もはつきりさせなければならぬ問題だと存じますし、それから、その実情の動態の把握に努めてまいらなければならぬことは言うまでもないと思つております。しかし、いま現在この存廃を中心として議論が起つております。これは真剣に検討すべき課題だと思つております。で、この存廃を中心とした問題は、先ほどから申し上げておりますように、明日、労働基準審議会に御検討をお願いいたします。廃止という結論が出れば、それでけっこうであります。もし結論という結論が出た場合におきましては、もっと明確な態度で、この問題を通じての勤労者保護に当たつていかなければならぬ、こう考えております。

○柳岡秋夫君 それは当然将来の問題として早急に結論を出してもらわなければならぬと思つてますが、しかし、現実にはどうも何件かの倒産があるかもしれないのです。そうして、その中の労働者は、すでにいまのような痛ましい状況に置かれるかもしれないのです。そういう中で、私は、現実労働基準法があり、あるいは監督行政というものがあるわけですから、そういう中で、もっと労働省がこれに対して力を入れていかなければいけない。しかし、力を入れるには、やはり現在の労働法上の欠陥というものを私は明らかにして、そして、その上立って、単なる一片の通達ではなしに、もっと労働省は何か失業保険の問題なんかになると、基準法に明示されている以上のことをやるような気がしますけれども、こういう問題になると、労働基準法にこううたわれておるからこれ以上やりません、こういう態度では私はいかぬと思つております。そういう立場から、時間があるから、二、三の問題点を先ほどから言つておるわけですが、もう一つの問題は、このILO条約のやけり八十一号の第十六条、ここには「事業場に対しては、関係法規の実効的な適用の確保に必要である限り、ひんぱんかつ完全に監督を実施しなければならぬ」と、こうなつておるわけですよ。だから、当然基準法上、これが批准されて

おるとすれば、それにのつた法の改正なり行なつて、そうしていま言った社内預金の問題についても、ひんぱん、かつ、厳重な監督行政をやらなければならぬ、こういうふうな思ふのですね。それから、もう一つは、先ほど言った労働基準監督年報です。これなんか、いま現実に労働省で出しておるものを見ますと、大体二、三年おくれでおります。ところが、このILO条約ではどう書いてありますか、ここには「労働監督官又は地方の監督事務所は、その監督活動の結果に関する定期報告を中央監督機関に提出するものとする。」「これらの報告は、中央機関が定める様式によつて作成し、且つ、この機関が随時定める事項を取り扱う。これらの報告は、少くとも中央機関が定める回数だけ（いかなる場合にも年に一回以上）提出しなければならぬ」と、こう書いてある。さらにその第二十條には、年次報告を一般に公開しなければならぬ。「その年次報告は、当該年度の終了後適當な期間内に、いかなる場合にも十二箇月以内に公表しなければならぬ。」こうなつておるんですね。これはILOの条約を、すでに先ほど言つた十六國會において批准しておきながら、いまだにこういう条約違反と申しますか、基準法違反があるということについて、一体労働大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員（村上茂利君） ILO八十一号条約の十六條と二十條についての御質問でございますが、実は十六條につきましては、「関係法規の実効的な適用の確保に必要である限り、ひんぱん」といふ表現になっております。監督官の現在の陣容、事業場の急速な伸びという点から見ますと、全事業場についてひんぱんにということとは、これは事実上不可能でございます。しかし、先ほど大臣からお話ございましたように、港灣荷役のような法違反がかなりあつて、法の実効的な適用の確保に必要であるというふうなものにつきましては、まあひんぱんという解釈の問題もございまして、少なくとも当該業種の事業場については全部回るといふような方針をとり、また、

必要に応じて随時やつておると、こういうような体制をとつておるわけでございます。しかし、十分でないというところは私も十分自覚いたしまして、さらに適切な監督を行ないたいと考えております。

それから、二十條の関係につきましても、確かに従来報告ができておりました。しばしば御指摘を受けたところでありまして、たいへんおそくなりまして、印刷に付すことができないような態勢にございまして、この二十條に定めておりますような手続によりまして報告が可能であると考へております。

○柳岡秋夫君 いずれにしても、こういう国際的な条約がわが国の国会で批准されておるにもかかわらず、それにのつた労働省の監督行政が十分でないということについては、私は、やはり労働省のいままでの怠慢ではないかと思つております。したがって、いま問題になっているILO八十七号条約等が批准されても、はたして条約の精神にのつた国内法の改正がなされるかどうかという点については、私は関連して疑問を持たざるを得ないわけですが、ですから、労働省はこういう点について、特に現実にそういう被害をこうむつておる労働者がたくさんおるんですから、これはやはりあした中央労働基準審議会にかけて、それからのことだと、その後何年かかるかわからぬ場合もあると思つておるけれども、そういう長いことではなくて、やはりきょうからでも、この労働基準法上許される範囲内の監督行政というものを、もっとしっかりとやつて、そして、その労働者保護の趣旨にのつた労働行政というものを進めていきたいと思います。時間がありませんので、またいづれこの問題はあとでやる機会があると思つておるで、以上でとどめておきたいと思つておる。

次の問題に入りたいと思つておるが、労働大臣も、施政方針と申しますか、所信表明の中で、あるいは労働省が去年出しました産業別、地域別雇用計画、こういうものを見ても、労働力の有効活用、あるいは労働雇用条件の向上、平準化と申しますか、こういうもので完全雇用の目的を達成するために今後やつていくという、こういう方針を打ち立てておるわけでありまして、きょうまで労働大臣にお伺いしておきたいことは、そういう労働省の労働の需給計画の精神にのつてみた場合に、いまの国有労働者の雇用の形態、これは林野庁がこれを所管していると思つてございまして、けれども、政府機関である林野庁が雇つておる労働者の雇用形態が、労働省がこれから施行しよう、あるいはいままでの施行しているという立場からすると、ますます逆行する方向にあるのではないかと、いふふうな考へざるを得ないのです。こういう問題について労働大臣はどういうふうにお考へになつておりますか、お聞きしたいわけですが、

○國務大臣（石田博英君） 林野庁の現在具体的にどうしておる主要労働力の確保の方針、あるいは雇用の方針ということについては、これはその具体的内容は林野庁長官からお聞きいただきたいと思つておるわけですが、一般的に申し上げて、先ほど出かせぎ労働の問題の際にも申し上げましたように、雇用関係というものは通年雇用を持つていくことが一番望ましいことだと思つておる。たとへば現在農村から出ておる出かせぎ者でも、農業の有閑——ひまなときに出て来る労働者と、それから、主として出かせぎ労働によつて、あるいは日雇い労働によつて生計を立てている者というふうな二つあるように思ふのでありますが、その後者の場合には、特にやはり通年雇用を持つていくようにしていくべきものだ、こう考へております。

○柳岡秋夫君 林野庁長官がおりますのでお伺いしますけれども、現在三十九年度のいいですけれども、林野庁で使つておる労働者の中で、常用雇用者と、それから、いわゆる平均作業以下の労働者という割合になつておりますか。

○政府委員(田中重五君) 頭数で申しますと、常用作業員が三十九年度で一万一千八百人、それから定期作業員が約三万六千人でございます。

○柳岡秋夫君 私のはうで調べた結果と申しますか、それによりまして、八カ月以上雇用されている者が一万八千九百七十一名、六カ月以上が一万六千九百六十六名、合計して三万五千八百七十七名、こういうことで、その他日雇いと臨時がおりますが、いずれにいたしましても、林野庁の国有林事業の基幹作業に働いておる労働者というものは大体四万四千人からおるのではないかと、こういうように私どもの調査の結果出てきておるわけですね。これに間違いございませんか。こういう四万四千人の方は、常に雇用の更改と申しますか、一カ月ごとと切りかえられるとか、一年に切りかえられるとかということ、いつ失業になるのか、あるいは社会保険の適用もないままにやられておる労働者というものが相当あるわけですが、この点はどうですか。

○政府委員(田中重五君) この人数は、その調査の時期によつて違いますから、ある程度異動いたします。いま先生のお話の四万四千人というおっしゃった意味が、常用作業員、それから定期作業員を加えたものという意味でおっしゃっておいでになるのだらう、まあほぼそれに近いと、こう申し上げていいかと思ひます。

それで、なお、いまの御質問の中にございましたので、あわせてお答えをいたしておきたいと思ひますのは、この林業経営というものの特殊性からいいますと、どうしても季節に支配されておる。そこで、季節に支配されるために雇用の季節的雇用になっているという実態がございます。しかしながら、それをできるだけふくむをいたしまして通年雇用に持つていくという努力をいたしております。

○柳岡秋夫君 林野庁で雇用三カ年計画というものを申しておりますね。これで見ますと、非常に計画と実績と申しますものが差があるわけですね。この常用のはうはまだいいとしても、定期月

雇い、こういうものが非常に差があるわけですね。こういう雇用計画の中で、しかも、労働省は三十九年に地域別、産業別雇用計画というものを出して、そうして労働力の有効活用をはかり、通年雇用化をはかっているという方針を出して、あるいは一方ではそういう方針を出す。他方では、林野庁はいつも昔のよう雇用形態、いわゆる定期雇用、六、七月採用というものを当初計画の中に入れておるということは、政府内部の労働力の適正配置、あるいは完全雇用の方針からいって問題があると思うのですが、この点大臣のほうからひとつ……

○国務大臣(石田博英君) 私は、林野庁が、逐年雇用の安定という方向で、一ぺんにはむずかしいでしょうが、逐年努力をされておるものと思ひますし、われわれのほうとしては、そういうふうに要望いたしておるわけでありませう。

○柳岡秋夫君 季節的作業が多いのでこういう身分の不安定の労働者が必要なんだと、こう先ほど言われました。しかし、現在のこの技術の革新された中で、以前は冬の山もやっておったわけですね。ですから、ましてや技術がどんどん発達した現在では、冬でもそういう仕事が行われる現状ではないですか。民間ではすでにそういうこともやっているじゃないですか。

○政府委員(田中重五君) 冬の作業につきましては、むしろ民間が多いのでございます。冬の作業をなせやるといいますと、やはり雪あるいは氷、そういうものを利用して木材という重量物をできるだけ運搬に出さうということで、伐採、搬出の方法としては一番原始的な労働でもございまして、ことに冬の作業では、雪が早く降ったりおそく降ったり、また、早く解けたり、おそく解けたり、あるいは作業中に豪雪があつて木材が埋まつてしまふというようなことがございまして、計画的に仕事が進まない、それから寒から能率も上がらない、ことに木材の最も集約的な利用が妨げられるというふうなことで、林業経営の近代化の方向を考えますならば、できるだけそういう

う天然現象である雪や氷を利用することを避けて、そうしてできるだけ機械化をいたしまして、そういう雪や氷によらないで仕事ができるようにしたい。それで、最近国有林はもちろんでございしますが、民間におきましても、進んだ林業経営者におきましては、できるだけその季節に支配されないように機械化をいたしまして持つていく。機械化をするということは、やはりそれだけ雇用が季節に支配されないわけですから、それだけ延長され、安定もされていくということをやつてまいったわけでございますが、そこで、先生のお話の冬山でも、そういう雪や氷でなく、技術が進んできたのだから、そこで機械化で冬の仕事をやつたらどうかという御説はごもっともでございます。

それで、私もいたしまして、冬といえども、いろいろな機械を駆使することによりまして夏場同様に仕事ができるようにくふうをして持つてまいりたい、そういうことで雇用される人たちの雇用の延長、安定をはかつてまいりたい、こういう考え方で進めているわけでございますけれども、何といひましても、やはり林業は植物でございますし、今度は植えつけ等を考えてみました場合には、植えつけ、これはおもに春であるとか、あるいは秋であるとかというふうな、植物生育上の期間があります。それを無視してはならない。そこで、どうしても一時的に、ことに仕事の面積がふえてまいりますと、それに必要とする作業員が多くなつてまいります。それから、また、下刈りの時期であるとか、あるいは造林上の保育と申しておられますけれども、そういうことはどうしても季節に支配されやすい。しかしながら、季節に支配されやすいからといって、そのときだけ作業員を使うということは、使う側としてもまことに困る話でございます、やはり技術に熟練するということを考えますと、それはやはり長い間ももらいたいたわけでございます。そういう意味からいひまして、できるだけそういう造林、それから伐木その他の下刈りなり調査なり、土木その他の仕事をつなぎ合わせていきながら、できるだけ

個々の作業員にとつては年間仕事が獲得できるように、そうして国有林のほうもそのほうが都合がいいわけでございますから、そういうふうを持つてまいりたいということで現在努力をしておるというところでございます。

○柳岡秋夫君 この定期作業員、あるいは月雇い作業員を通年雇用して常用化するべきであるということ、過去何回かこの委員会におきまして、私たちのほうから林野庁なり労働省に要求しているわけですね。そういう中で、林野庁は、この過去三十七年、三十八年からでもけっこうですが、定期作業員、月雇いから常用化された数というのは、大体どういう人数で常用化されておりますか。

○政府委員(田中重五君) 常用化といひますか、その傾向を申し上げますと、たとえば雇用区分と、こう申しておりますけれども、常用作業員、それから定期作業員、常用というの是一年間、それから定期というのはいく月以上雇用されているものと、それぞれ区分がございまして、そのほかに臨時作業員といたしまして月雇い作業員、日雇い作業員というのがございます。それで、月雇い作業員というのは名前のとおりでございますが、これが漸次常用作業員、あるいは定期作業員というふうな繰り入れられておまして、昭和三十年に比べますと、昭和三十年を一〇〇とした場合の月雇い作業員は、昭和三十九年では四三になっております。これは人数でいっての場合でございます。それから定期作業員といふことは、そこから定期作業員、あるいは常用作業員に繰り入れられていっているというところでございまして、定期作業員が昭和三十年を一〇〇とした場合、昭和三十九年が四四七、それから常用作業員は、昭和三十年が一〇〇の場合に三十九年が一三七という傾向を示しております。

○柳岡秋夫君 これでさっぱりいわけの常用化されておらないのじゃないですか。常用化が三十年から三十九年までの九年間にたった三七だけですよ。一方、定期作業員は四四七、四倍以上にも

ふえていくわけでしょう。どうして私たちが要求する常用化ができないのですか。

○政府委員(田中重五郎) それでは、これはいま定員外作業員について申し上げたわけでございますけれども、常用作業員の中から、今度はいわゆる国家行政組織法にいうところの定員化されたものが入っていくために常用化の伸びがこのようになっているということでございます。

○柳岡秋夫君 いずれにいたしましても、定期作業員以下は、しばしば言うように、非常に不安定な身分です。しかも、労働力の有効活用からいけば、非常にこれは国家にとってもマイナスな雇用形態です。こういうのがいまだに三十年を一〇〇とした場合に四倍以上ふえているということについて、私は、やはり政府機関である林野庁の雇用の責任というものを強く追及しなくちゃならぬというふうに思うのですけれども、そこで、請負、これが最近非常に林業では多くなってきたというのです。先ほど林野庁長官は、林業経営の近代化、機械化とかいってございましたけれども、私に言わせれば、林業経営の近代化は請負に回すというふうに思うのです。請負化されているのはどのくらいになっておりますか。直営はわずか二〇%か三〇%じゃないですか。

○政府委員(田中重五郎) 請負事業につきましては、これは労働組合との話し合いも一応できているのでございますけれども、仕事が悪くふえる場合とか、それから臨時のであるとかいうような場合に、あるいはまた、仕事の能率の面からみて請負にするということをきめておりますけれども、ただ、この傾向といたしましては、直営事業を減らして、そして積極的に請負に回すというふうな考え方でないわけでございます。

○柳岡秋夫君 それは考えただけであって、実際はほとんど請負の率がふえているのですよ。これは私も林野庁からとった資料でもそうなっているわけですよ。林業基本法ですか、これができたときに、林野庁長官は、できるだけ直営事業でという公共的な事業をやっていくのだということ

を約束をしているわけですよ。それが年々請負化がふえていくというのは、これは国会で約束したことを無視するのではないかと、あるいは私に思うのです。なぜこういう問題について請負化しなくちゃならぬのですか。

○政府委員(田中重五郎) 請負の仕事については、先ほど申し上げたようなわけでございますけれども、直営事業といたしまして、仕事の量は、これは三十八年、三十九年、それから四十年も、予定でございますが、直営事業の量としては年々ふえていくわけでございます。

○柳岡秋夫君 その数字をひとつあとで資料として出してください。

○政府委員(田中重五郎) 後ほど提出いたします。

○柳岡秋夫君 それでは、私は、直営がふえていくのだということですから、その数字を見た上でまた質問していきたいと思っておりますけれども、しかし、実際にいままでの傾向からいくと、請負がふえていくということは、結局一つには労働者がなかなか集まらないということが一つの原因でもあるかと思っております。それより大きな原因は、やはり独立採算制と申しますか、なるべく少ない金で事業をやっているところ、そういうところにあると思っておりますけれども、一つは、やはり労働力が集まってくれないというところから、どうしても請負に出して、そして安い賃金でどんどんやれるようなところへみんなまわってしまう、こういうところにも一つの原因が私にはあるのじゃないかと思うのです。しかし、いま労働省が指摘しておりますように、とにかく今後労働力の需給関係というものは非常にきびしい、いわゆる労働力不足というものは今後も続くのではないかと、こういうことをいっているわけですよ。したがって、先ほど林野庁長官が言いましたように、優秀な技術者、能力のある技術者はみすみすどんどんほかへ流出してしまうというところは、私は、林業事業にとって非常に問題があるんじゃないかと思うんですね。ですから、やはりそういう優秀な技術者はいつまでもこの事

業に働いてもらおうとか、あるいは新しい新規の労働者をもっと熱意を持ってこの事業に当たる、こういういわゆる労働政策と申しますか、林野庁としての労働者に対する対策を立てていくべきじゃないか、こういうふうに思うんです。それには、まず、定期作業員の身分の不安定な労働者をいわゆる常用化していく、各種社会保険の適用も宗全に受けさせて、心配のない職場で働くことができる、そういうやっぱり雇用体系というものを考えるべきじゃないかというふうに思うんです。この点についてひとつ林野庁長官の決意のほどをお聞きしておきたいと思っております。

○政府委員(田中重五郎) その点はいまのお説のとおりでございます。それから、また、その点についての政府の態度といたしましては、先ほど労働大臣が申し上げましたとおりであると思っております。で、国有林野事業の発展という面から見れば、ことに優秀な技術者、これを確保しなければならぬことは言うまでもないことでございますが、確保するためには、その雇用を適年化し、そして本人にとってこの職場が生活上安定した場所であるという確信の上に立つて仕事をしてもらうということが、言うまでもなく、必要でありますと同時に、また、その処遇についても十分に考えなければならぬ、こういう考え方を持っております。それから、一方、さらに優秀な作業員一般についての確保、そうして雇用の安定につきましては、先ほど来たびたび申し上げておりますように、この作業の仕組みというものをできるだけよくふやまして、林業経営自体が季節に支配される産業であるとはいえないが、それを技術、くふうでできるだけ補いまして、そうして季節ごとく仕事に切れるということがないようにいろいろくふうをして、そうして雇用の通年化をはかっていくというふうなやってみよう、こう考えておる次第でございます。

○柳岡秋夫君 ひとつ口だけじゃなくて、ほんとうにそういう方向にぜひ持っていったらいいかと思うんです。また来年になっていまの定期作業員の数が逆にふえてきたとか、そういうことでもしあったとすれば、これは私はまたこの委員会に取り上げざるを得ないわけですよ。

そこで、最後に労働大臣に、こういう労働者がいまだにたくさんおるといことは、先ほどから申し上げておりますように、労働力の有効活用からいって問題があるし、さらに、また、地域に、あるいは産業別にこの労働力を適正に配置していくというところ、あるいは完全雇用を達成していくという面から、こういう雇用形態の労働者は一日も早くなくしていくかなんかというふうな感じがいたします。優秀な技術者でございますから、したがって、労働省としては、これは民間企業なり一般を指導するという立場からいけば、当然まずもって政府関係機関の雇用形態こそ、これは政府が責任を持って民間に範をたれるというのが当然のことではないかと私は思うんです。ですから、労働大臣としては、林野庁長官を十分指導していただいて、そしてこの身分の不安定な労働者が一日も早くなくなるように、ひとつ強力な指導をお願いしたい、こういうふうに思うんです。

○国務大臣(石田博英君) 完全雇用を達成し、そして、また、同時に、産業が必要な労働力を確保していく道は、冒頭に申しましたように、通年雇用のうちにあると思っております。しかも、それを實現いたします場合に、政府及び政府関係機関が率先して、あとで限りの努力をすべきものだと思っておりますのであります。特に林野庁ばかりではなく、建設省に対しまして、わが国では建設事業は冬はできない、雪があればできないものだと初めからきめておられておる傾向がございます。これが建設業における季節労働の発注の体系をなしており、この季節労働量を、失業保険その他のいろいろな問題を処理するにしましても、まず通年雇用が實現できるようにしなければならぬ。雨のときに工事が全然できないものかどうかと、日本よりもっと気候条件の悪いところ、たとえばカナダとかスカンジナビア諸国、ソビエトとかいうようなところなんかは冬にはやはり工事を

やっているわけであり。特定の国においては、政府が発注を非常に計画的に行ないまして、冬でも工事が出るようにしております。わが国でも北海道で冬の工事をやった実例があるのであります。また、ILO等でも、冬の工事をやった場合におけるコストの計算をいたしておる事例もござい。建設省に對しまして、工事の発注、請負関係、こういう面において雇用対策に見合うような処置をとってもらふように、いま強力に呼びかけを行なっているところでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 私も一言質問をしておきたいと思うのです。これは非常に重要な問題なんです。いま労働大臣が述べになつたことが今日の世界の流れだと、私はそう思うわけですが、たとえいま聞いておきますと、常用雇用が一萬一千で、その他の雇用が四萬四千、六カ月、八カ月、それから月別、日別、日雇いというところで四萬四千という人を雇っている。いいところだけ食って、あとは失業保険でほったらかしているという、この思想が政府機関の事業としては間違っているのじゃないか。農林省がほんとうに直営でやりになるなら、その一年間の生活保障をされたらいいと思う。そこまでお考えになったらこの問題の解決ができると思う。あとは失業保険にまかしておけばいい、いいところだけとったらいのだからいいことでは、それでは働いている人の立場になつたら、近代国家、主権在民の国家体制の中で、政府機関がそういうことを許されるのかというのがいまの論議の焦点だと私は思う。そのことがお考えに浮かんてこない、いいところだけ食って、あとは失業保険にまかしておいたらいのだからいいことになると、いま出かせぎが非常に問題になっているのも、私は、労働行政としても、大臣がいまおっしゃつたような点を強力に推進してもらいたい。政府の統一行政としてこの問題をとらえていただかなければ、一萬対四萬というふうな、かっこうのいいところ食いというふうな行政機関の雇用関係というものは、いつまでもたつても減らない。で、あとはみんな失業保

険にまかしてはつたらしくていくという、このよなものの考え方の根本が少し間違つていやせぬかという気がするのです。これはまことに失礼な言い方ですけども、林野庁長官のこういう問題に對するところえ方を私は聞きたいと思うのです。冬では仕事はできぬから、いいところだけを機械化したらよくなりましておっしゃいますけれども、十年の間に四倍半になつて、定期のところだけがふえて、そういうことで許されるのだらうか。そこは失業保険にあつてはまかしたというところだけがふえているというだけで、国家の経営事業としての林業がそういうことで進んでいくというふうなことが今日許されていいと私はどうしても思わない。だから、もつと八カ月とか六カ月とかということであらば、その他の分は国家事業みずからの怠慢とまでは言わないにしても、自分らの備えがないために失業保険にいきなさいというだけじゃなしに、その間の生活を農林省が保障する、政府が保障するという考え方に立ちになったらこのような問題は解消すると思う。失業保険にほうり込んでおけばそれで事足りるというものの考え方があつたら、いつまでもたつてもこれはふえないし、民間請負が七割で、直営が三割減つて三割の比率になつていく、それでいてまだこういう状態が起つていく、私は質疑を聞いていてそういう感じを受ける。私は、そこらのものの考え方の根本をここで聞かしていただきたい。きょうは時間がないから何ですけれども、あらためてこの問題を審議することにしたしますけれども、そこらのものの考え方の基礎の問題が私は分かれ道だという気がするのです。労働省とは全く違つた方向でこの問題だけは進んでいく。田中長官の御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) 雇用安定という面では、いま委員長が話されたことはごもっともだと存じます。ただ、この雇用の安定をする場合に、できるだけこの通年の仕事を仕組んで、そうして安定するという考え方、これに私も立って

おるわけですが、なお、そのほかに、いまお話の休業補償とか、あるいは失業保険というお話がございましたが、ところで、いまの定期作業員等におきましては、これはその一定の雇用期間が経過をいたしました、これは国有林野事業の作業員でなくなるわけでございます。そこで、その休業補償という考え方に立つた場合には、これはやはり雇用しておる者を雇い主の何らかの理由で仕事を休むという場合に考えられるのがまあ休業補償とでもいうべきものではなからうか、こういう考え方ではどうでございます。林業の作業の特殊性を先ほど申し上げたわけでございますけれども、この点は民間林業においても同様でございます。それで、国有林は国の林業経営のやはり指導的立場でもございまして、そこで、その雇用の安定にはできるだけ努力をし、くふうもして、そして民有林も指導する、そういうことでやっておるわけでございますけれども、国有林の労働者、作業員がこのような場合に適用を受けた場合に、民有林の林業労働者、それとの関係はどういうことになるかという問題もあるかと存じます。それから、さらに、やはり雇用の期間が満了した後に、その国が雇用しない者についてこの休業補償を支給するという点については、なお検討する必要があると思ひまして、にわかに賛成できないのではないかと、こういう考え方でござい。ます。

○国務大臣(石田博英君) これは私が実は田中林野庁長官とは個人的に懇意な中で、こういうところであれですが、ちょっといまのことについて私の考え方を明確にしておきたいと思ひます。法律的には、確かに雇用関係がなくなるのですから、休業補償というところは当たらないことは言うまでもありません。ただ、林野庁の場合は、毎年四万何千人という労働者が働ける季節には必要なんでありまして、そうして、その必要労働力がなぜ季節外るときに分散しないでおるかという、失業保険が支給されているからなのであります。失業保険が支給されていなければ分散する、分散すれば翌年の必要労働力は確保されないものであります。それを私どものほうの失業保険のほうへころがしてこられて、そうしてその分だけ林野庁の特別会計の中で余裕ができたという考え方を持たれることは、これは失業保険を扱っておるものとしてはたいへん迷惑なのであります。したがって、この問題が処理されない間は、むしろ失業保険というものはこれは当然支払つていく立場をとらざるを得ませんけれども、失業保険特別会計も国家の会計であります。この失業保険特別会計の非常に苦しい時期でございますから、この林野庁が必要労働力を確保するという観点から、あえて労働者保護というところは言いません。必要労働者保護確保という立場からひとつお考えになり、法理論はよく、実論からこの点をお考えいただきたいとわれわれは主張しております。

それから、もう一つは、この雇用形態を国家がとつた場合、他の民間の林業経営に与える影響、これはお考えになるのは当然であらうと思ひますが、それは林業経営者の立場をお考えになると同時に、そこで働いておる人の立場も同様にお考えをいただきたい。これはこの際たいへん政府内部で妙なことでございまして、ちょっと伺つていただくと、私どもの所見を申し上げておかなければならぬと思ひましたから、これだけは申し上げたいと思ひます。

○政府委員(田中重五君) なおつけ加えさせていただきますが、先ほどから申し上げておりましたように、雇用の安定、これをできるだけ仕事を続けることによつて解決をはかつてまいりたいという基本的な考え方であることを御承知を願ひたいと思ひます。それで、来年雇用することにして失業保険へころがしていくという考え方はないのだから、現在の就業期間満了後そういう制度の恩典にあつておるということではござい。ますけれども、ただ、そのことが、たとえば山村労働力の流動化なりその他の面でも問題があることもござい。ますし、決して失業保険をそのように当てるために機械的の雇用

を続けていくということではないわけでございます。ただ、休業補償という考え方につきましては、やはり現在の段階では先ほどのような考え方に立たざるを得ないと思います。しかし、なお十分に検討をいたしてまいりたい、こういう考え方でございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 私はもうあまり議論をしませんけれども、主権在民という国家体系で、いいところだけ食って、あとはどうなってもいいというものの考え方では政府が事業をやったらいかなぬというものの考え方に立てるかどうかということが私は根本だと思うのです。だから、失業保険で云々ということで肩がわりしているというようになかったころでなしに、もっと仕事のない期間中は、直接官庁の農林省が労働者の生活を保障する、民間もそういう方向で事業をつくっていくということになれば、どうしても仕事をおつくりになるでしょう。私はその立場に立つか立たないかで事がきまらると思う。いいところだけ食って、あとは大臣のおっしゃるとおり、失業保険にまかしておけばいい、その間の生活はそこへまかしておけばいいというようなものの考え方は、いまの国家体系の中における国家事業として考え直してもらわなければこの問題は解決せぬ、私はさっきから聞いていてそう思うものですからあなたの特に見解を求めたわけですが、きょうは十分これらの点をひとつお考えいただいて、この次にどうせ林業労働者の雇安定の法案がありますから、これについてひとつ安定しなければならぬというのを審議する時間を社労の委員会を持っていただきますから、ぜひいい方向をみんなで見つけていただきたいと、私は委員長として思っておるわけでありまして、きょうの質疑を見て感じたことを申し上げたわけでありまして。

ほかに御発言がなければ、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) さよう決定いたします。

では本日はこれにて散会いたします。
午後一時十分散会

昭和四十年三月二十五日印刷

昭和四十年三月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局